天津の銀元紙幣發行は從前支那に於ては政府の特許發行制度により中央、中國、交通、中南、中國實業、河北省、中國農業、邊業、北洋保商、大中、中國農工、浙江興業等の各銀行によつて一元、二元、五元、十元、百元の何れか數種が發行され、發行準備は民國二十二年施行の兌換券發行稅法に依り最少六割の現金準備と四割の保証準備を必要としたが、昭和十一年十一月の幣制改革後は政府系の法幣即ち中央中國交通三銀行發行の紙幣以外は漸次回收さるゝこと、なり實際的にも部分的ながら回收が行はれた。（紙幣發行高は支那銀行要覽參照此の中に四行とあるのは中南、金城、大陸、鹽業の四行が四行準備庫を組織して發行せる中南銀行券を指す、）

總て天津發行の鈔票には（銀元紙幣は幣制改革後は鈔票と呼ぶを妥當とす）中央銀行券以外は大部分「天津」或は稀には「津平」の二字を印刷してゐる幣制改革前は山東票の如き天津以外の地方票は天津にては天津票より幾分値安く其の兩替が銀號收入の源泉でもあつたが幣制改革後は此の差がなくなつたと云ふもの、政府系以外の天津票は大体平津を中心とする地方にのみ通用し其の範圍が各銀行券に依つて異なる狀態である。

天津の小額紙幣としては角票（毛票）銅元票（銅子兒票）とがある。毛票は中央、中國、河北省、中國農工、大中等より發行され券面は河北省券が五十仙を發行する外十仙及二十仙券である。銅元票の市中に流通するのは中央銀行券に次で河北省銀行の發行する河北錢局券である。當二十文銅元（制錢二十文に相當する銅貨）を單位とし、十枚、二十枚、四十枚、六十枚、一百枚の五種があつたが日支事變後では銅貨の沸底の爲め河北省銀行で更に小額の二枚、四枚、六枚の三種を追加した、天津宮北大街の銅元兌換所に於て銅元と兌換するのであるが銅價の高騰で海外に流出する銅貨が多いので其の應急措置である。

第七節　銅貨

現在天津に流通する銅貨は（日支事變後殆んど姿を見せない。其理由は後段に說明した）當二十文銅元の一種であつて從前の當十文銅元は殆んど皆無である。當二十文銅元中で最も廣く流通するのは大清銅幣で次で光緒元寶、中華民國銅幣である。現在天津市中には約二十萬元程度の銅貨が流通してゐる云はれ、其内天津電車公司は二、三割を手持ちしてゐるらしい。銅元の流通は零細な小賣品、苦力の賃銀、人力車（膠皮）賃、電車切符代等下層階級に廣汎に行き亘つてゐる。數十數年來銅元鑄造は無統制に行はれ各省造幣廠の惡貨濫造の爲め、本來の本位貨である銀元（現在では鈔票）に對する價値が下落し從つて物價騰貴となつて下層階級に大打擊を與へ屢々社會問題となつた。そこで銅元の價格は銅貨につれて變動し獨自の相場が立ち日常の受拂に手數煩雜を極めるに至つた。山東省では此の當二十文銅元は幣制改革後市場より消えて新制定の銅貨（一分、半分）及ニッケル貨（二角、一角、五分）が名目價値を維持して流通して居る。昭和十二年末になつて天津の銅元は日本の銅價の暴騰によつて盛に流出し、且つ錢業筋の死藏及買入等の爲め市場に於ては極端に缺乏を告げたので當時の天津治安維持會では此が對策を考究して昭和十二年十二月七日附で銅元の審檢及密溶解に對する取締規則を發布即日施行した。其の骨子次の如し。

天津治安維持會取締銅元私運私溶暫行罰則

第一條　凡そ營利の意圖にて銅元を密輸出し、或は密溶解したものは銅元、銅塊の全部を沒收したる上次の各罰金を科す。

（一）初犯は二百元以下

（二）再犯は四百元以下

（三）三犯は六百元以上一千元以下

（四）密輸出を常業とするものは一千元以上五千元以下

第三條　密輸出に供した器具は沒收す、

第四條　本罰則を犯した從犯は正犯に照し酌量して處罰を輕減し得

第八節　外國貨幣

外國銀行は租界内に於て自由發行をなし、各々本國政府の指圖には從ふが支那政府から干涉束縛を受けない。昭和十二年五月正金銀行

の調査に依ると天津外國銀行の紙幣發行高は左の如くである。

正金（日）	四〇〇、〇〇〇元	
麥加利（英）	一四二、〇〇〇元	
滙豐（英）	三六、〇〇〇元	
花旗（米）	一九七、〇〇〇元	
華比（白）	一一、〇〇〇元	
計	七八六、〇〇〇元	

右の樣に外國銀行紙幣の發行は不振であるが其原因としては奥地に支店なく流通しないのが最大條件である。日本正金銀行の鈔票は一九二七年項には約五六十萬元あり其後排日の影響で一九三五年春には約二十萬元となつた。最近では北支經濟工作の進展と共に其の發行高を回復しつゝある。

A、日本銀行券

天津にては主として支那駐屯軍の俸給物品購入等の諸經費用として日本銀行代理店たる正金銀行支店に內地より現送されるものである。そして軍の俸給以外の諸經費は同行で弗貨と換算の上支拂はれる爲め日銀券が市中に現はるゝことは少い。俸給として支拂はれたものは一部を除いて圓預金又は送金或は市中で弗貨に換へられ結局日本側の銀行に還元することゝなるのである。此外に在津日本總領事館の俸給經費等が日銀代理店を通じて日銀券を以て支拂はれる其の還元狀況も前記の場合と同樣である。

B、朝鮮銀行券

從來朝鮮銀行券は大連其他滿洲各地との取引、旅行者の携帶等に依り相當額が天津に流入しつゝあつたが昭和十年來北支經濟工作の進展と共に一部に於ては北支金圓流通强化運動が行はれたが天津の實狀は商品物價が殆んど大部分弗建であつて日本人間でも二、三の取引以外は弗建であり金圓流通も促進せられなかつた。然るに日支事變後軍費として多額の鮮銀券が支出され京津を中心に約四千萬圓に達するであらうと云はれるのであつて、北支經濟工作の進展と政治狀況の整備と共に漸次鮮銀券の流通は圓滑となりつゝあるが尙奥地取引には（軍關係は別として）弗貨の流通力が盛んである。

第十二編　各國の對北支利權及投資

第一章　總　說

周知の通り支那は阿片戰爭以來其弱點を暴露し日清戰爭の敗北に依つて拍車をかけ漸く「支那は一人歩き出來ないのだ」との認識となつて、世界列强は自國の東亞に於ける勢力伸張の爲め此の潮流に乘じて支那を援助すると稱し權益獲得を强要したのであるが、此が北支に於ける列國の利權と呼ぶものである、勿論北支のみを對象にして各國の利權を見ることは或は困難の點もないでもないが大體北支に關係あるものを順次別記しやう。實際的に各國が對支利權獲得運動を開始するに至つたのは一九〇〇年北淸事變の議定書及天津還付協定によつて交通維持の權利を得たに始まるのであるが、爾來激烈なる世界各國の利權獲得運動は其の激度を加へ或は支那官僚と結託し或は小事件に藉口して着々と自國勢力の扶殖に努めたのである。

列强と雖も對支利權確保の爲めの投資であると云つても決して其投資に對して利潤の追及及元金の返濟を無視してなされたのではなく、支那軍閥が此等各國の投資を利用して自己勢力の擴張に資し元利金の償還を怠るに至るや從つて各國の利權投資下火となり、歐洲大戰後の各國の疲弊から投資力も鈍り一頃の樣な投資熱を見なくなつたが獨り米國は歐戰後の富强を利用し文化的利權に對する投資に活動してゐるのは注目すべきである。

淸國滅亡し國民政府となるや全部の各國利權を繼承したが、南京政府も自己軍費の支出にのみ過ぎ外債償還は遲滯されたので、現在に於ては此等各國投資額の元利金は莫大な數字に達せる筈である。

列國投資の對象は其の勢力扶殖に利便なる鐵道利權を第一とし、次で鑛山投資であり、北支に於ても列國の勢力の比率を見んとせば此

鐵道鑛山利權に注目するを最も有效とするものである。支那側が一九三四年發表せる數字に依れば列國の對支鐵道借款額は日本の八千九百五十二萬元を筆頭にして白耳義獨逸美國の順であるが美國の其は特に重要鑛區を獲得してゐる。北支鑛山に就て見ると美國が河北省の開灤炭坑鑛區が井陘炭坑く投資して居た以外日本が壓倒的であるる。支那事變後少くとも北支五省における列國の利權投資を根基とする勢力は將來後退を餘儀なくされ全面的な日本資本の進出となる外はあるまい。將來の北支は即ち日、滿、支、經濟ブロックの正常なる立場より惡質な列强の利權を清算し明朗なる我目の地方たらしむること今日の如く緊急な時期はあるまい。參考迄に各國の對支事業投資額について見ると次の如くである。（此は鐵祥利權のみでなく全體的北支投資である）

英國	九六三、三	日本	三六二、六
米國	一五〇、二	佛國	九五、〇
獨逸	七五、〇	和蘭	一〇、〇
白耳義	四一、〇	丁、瑞、諾	二、〇
伊太利	四、〇	合計	一、七〇三、一（單位百萬米弗）

此を投資部門別に見ると（此は鐵祥利權のみでなく全體的な對支投資である）次の如く貿易業者投資が何と云つても第一位にある。（單位百萬米弗）

部門別	日本	英國	米國	合計
運輸業	一五、四	一三四、九	一〇、八	二六二、一
公益事業	九、四	四八、二	三五、二	九二、八
鑛業	二四、九	一九、二	〇、一	四四、二
製造業	一三〇、四	一七三、四	二〇、五	三二四、三
銀行及金融業	三二、五	一二五、六	三五、三	一七三、四
不動產業	二二四、〇	二四〇、八	四七、七	四二二、五
合計	三六二、六	九六三、三	一五〇、二	一、四七六、一

第二章　各國共通の利權

租界と呼ぶ所謂天津の各國專管居留地がある。此は現在では日本、英國、伊太利、佛國の四ケ國であつて內容は次の如し。

現名稱	舊名稱	設定年	回收年	面積
英國租界	一	一八六〇年	一	一二三萬坪
佛國租界	一	一八六一	一	四三萬坪
日本租界	一	一八九九	一	四〇萬坪
伊太利租界	一	一九〇一	一	一四萬坪
特別一區	獨逸租界	一八九五	一九二七年	七七萬坪
特別二區	俄國租界	一九〇二	一九二七	一八萬坪
特別三區	露國租界	一九〇〇	一九二四	一〇〇萬坪
特別四區	白國租界	一	一九二四	二五萬坪

領事館を設置せる國は日本、英國、米國、獨逸、露國、佛國、白耳義である。芝罘、濟南には共同居留地あり、山東省の周村、龍口、青島には商埠地ありて外國人の居住、營業權あり管理權は支那側に屬して居る。

次は、各國共通の利權として北淸事變に關する最終議定書並に天津還付協定に基くものがある。此は大體次の各種利權を云ふのである

（一）交通維持の權利

北京・海濱間の自由交通維持の爲め黄村・郎坊・楊村・天津・軍糧城・塘沽・蘆台・薊州・昌黎・唐山・秦皇島・山海關を軍事的に占有する權利を有し北京附近の軍事警察に於て優先權を得てゐるのである。

（二）白河改修工事の管理

此は列國の委員に依り港河工程局を設置して白河の改修工事を管理するものである。

（三）公使館區域の設定

各國公使館の占有地域は全く其の警察權下に屬し支那人の居住を認めず行政も列國行政委員會に於て管理するもので北京の交民巷と稱する一帶が其れである。

（四）國內航行權

此は支那の領水・領海を航行し得る列國の權利であつて（イ）沿海航行權・（ロ）內港航行權・（ハ）內港航行權・の三種ある。（イ）の權利を有するは・日・英・米・伊・佛・和・丁・西・葡・ベルシャ（ロ）は日・英・佛・獨・丁・和・伊・佛・瑞・西・メキシコ（ハ）日・米・英・瑞・の諸國で即ち其他でも支那と最惠國條約を結ぶ國は悉く此の權利を有するのである。

（五）兵備及通信機關設置

此は大體次の五ヶ條から成つて居る。

（イ）天津還付協定により天津駐屯列國兵營より二十支里以內の支那軍隊の駐在禁止

（ロ）最終議定書により支那の大沽砲台並に北京海濱間の砲台設置禁止及び白河口・山海關・秦皇島に於ての港防設備の禁止

（ハ）公使館所在地內に於ける常置護衛兵の設置權

（ニ）北京鐵二哩に於ける線路・電信・駐屯軍人並に其の所有物に對する犯罪に關つて有する・列國駐屯軍指揮官の軍事裁判權

（ホ）列國駐屯軍隊並に其の使用品に對する諸稅・賦課金の免除

（六）鑛山採掘及賣買權

列國は民國三年支那鑛業條例其他の關係法規を遵守し「外國人の出資分鑛額は資本金の十分の五を超えざる事」を條件として採鑛・賣鑛權を取得し得る。

（七）海關利權

一八五四年上海英國總領事 Alock 氏外米佛領事は上海海關組織に關する協定を成立せしめ同年七月關稅管理委員會を設立せしめた。此は所謂太平國の亂に依る影響を其原因としたもので爾來支那海關の總稅務司には美國人を任ずること・なり・支那通商貿易上に至大の關係を有する關稅事務は一時全く美人の掌握するところとなつたものであつて・條約上には何等特別の規定を有するものではない。

第三章　日本關係の利權

日本の北支に於ける利權の重要なるものは鐵道及鑛山に關するものであつて・其は次の如くになつて居る（鐵道及鑛山別に記載し・日本關係以外各國の借款をも便宜上併記する）

（一）京綏鐵道（北京—包頭間）

（A）東亞興業會社借款

一九二一年及一九二三年に日本の東亞興業より貸付けたもので一九三四年には元利共で一千萬元を突破するに至つた。

（B）白耳義瓦斯公司鐵材借款（一九二二年成立）

契約高　三・三〇〇千磅　交付額　八〇〇・千磅

年利八分　一九三二年末元利殘高　一・二一六千磅

（C）中央鐵道公司借款（一九二二年　英國）

契約高　三〇〇千元　年利一分五厘

一九二三年末元利殘高　五三三、千元餘

(D)鴻業銀行借款（一九二九年　鐵道）

契約高　一三、七五〇磅　年一分七厘

一九二三年元利殘高　三二、〇〇〇磅

(E)米國機關車公司借款（米國）

一九二三年元利殘高　二、八二一、六〇〇弗

(F)米國鋼鐵公司レール借款（米國）

一九二三年元利殘高　一、二七三、二八〇弗

(G)泰康洋行貨車借款（米國）

一九二三年元利殘高　三、四八七、一七三弗

(H)英國商會借款

約　四、五十萬元の現存額あらん

(二)膠濟鐵路（青島—濟南間）

此は日獨戰にあり一九一四年日本の管理下にあつたが一九二二年支那側に引渡した。一九三三年に於て元利殘高四〇、五〇〇、〇〇〇圓であつた。

(三)濟順鐵路（濟南—順德間）

一九一八年契約せるが未成線であつて其の起債額は二千萬圓年利八分で一九二九年末の元利殘高は二〇、八一五、二五四圓となつてゐる。

(四)沿石鐵路（蘇—石家莊）未定

次に鐵山に關するものであらが大要次の如し。

(A)博山炭田中の黑山區には日支合辦博東公司（資本金百五十萬元）及び岡崎合資關係の日支合辦會社あり資本金二十萬元である。

(B)坊子炭礦、日支合辦魯大公司（資本金二百五十萬圓）が經營するもので此炭坑へは三十二萬元投資されてゐる。

(C)南定炭礦、魯大公司の經營であらが、大倉組、藍田組、が百二十萬元の資本金で經營してゐる。

(D)章邱炭礦、此の炭田は五部に分れ夫々出資系統を異にしてゐるが大體次の通りである。

(イ)同德公司　日支合辦

(ロ)出資鑛業公司　三菱商事の出資三十萬元

(ハ)旭華鑛業公司　日本側出資四十萬元

(ニ)通德公司　三菱出資

(ホ)泰信炭坑　中日實業經營

(E)淄川炭田、魯大公司經營

(F)大同、保晉、晉北、炭礦

日支合辦、日本側代表興源公司

資本金　三百萬元

(G)孝義礦炭礦、日支合辦、資本金二百八十三萬五千元日本側半額出資

(H)楡家坊炭礦、日支合辦、百五十萬元

(I)龍烽鐵礦、日本側六萬元出資

(J)金嶺鎮鐵礦、魯大公司（二百五十萬元）經營

以上は鐵道鑛山に關するものに就て略述したが次に我日本の對支投資中の特殊なものに航空關係がある。即ち昭和十一年八月に日支合

徳華銀行立替	一、八四五、八六九磅
三井銀行二次年賦	五、九一三、六一三米弗
詳泰洋行枕木借款	一、六一四、三〇六米弗

（二）北寧鐵路

滿洲國獨立と共に山海關以東は奉山鐵路局の管理下に屬する事となり、通車問題解決と共に北寧鐵路總局の設置となつた。借款は左の三つに分れ一九三一年より一九三三年迄に奉山鐵路局が支拂つた二十萬磅は北寧鐵路局が滿洲國に支拂ふ事となつた。

A、國內外鐵路借款（中英公司英國系）

一九三二年滿鐵委託經營當時の引繼元利額は六一七、七五二磅であつて滿洲國に於て引繼き支拂ふもの、

B、唐綏鐵軌借款（中英公司）

一九三二年滿鐵委託經營當時の引繼殘額は九七、八一六磅であつて支那側の支拂ふもの、

C、四百輛貨車借款（英國）

契約高五〇九、二三七磅、にして一九二九年の殘存額は四六〇、八二〇磅であつた。

（三）京漢鐵路

A、漢皇、漢埋借款（英佛）

一九三四年初殘存額

	發行額	殘高	延滯額
英國	二、五〇〇、〇〇〇磅	一、一五〇、〇〇〇磅	一二五、〇〇〇磅
佛國	二、五〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇

此の借款は一九〇八年成立したもので一九二九年迄は元利を支拂ひ以後は利息のみを支拂ひ來つた。

第四章　英國關係の利權

（一）津浦鐵路

一九〇七年、一九一〇年、一九一二年の三回に亘つて借款して居るが次の如し。

一九三四年一月一日現在

第一次借款（單位磅）

	發行額	殘高	延滯額
英國	一、八五〇、〇〇〇	一、一五六、二五〇	元金　二、三六二、二五四
獨逸	三、一五〇、〇〇〇	二、二〇五、〇〇〇	利子　一、四四五、九〇二
第二次借款			
英國	一、一二〇、〇〇〇	八八八、〇〇〇	元金　一、四四四、四〇〇
獨逸	一、八九〇、〇〇〇	一、六〇七、五〇〇	利子　一、一四〇、四七八

尙一九三三年度の中國側による津浦鐵路の外債額は次の如し。

第一次借款　英國　一、五〇五、二八一磅

　　獨乙　三、五二二、八一七

第二次借款　英國　一、一七六、六〇〇磅

　　獨逸　二、四六四、六六九

B、正金銀行借款（日本）

一九二一年の成立で借款額は一千萬元擔保は交通部收入となつてゐる。借款成立の翌年より支拂ひを停止し現在迄には第二回分元金の支拂があつたのみである。

未到期元金	三、四〇〇、〇〇〇圓	滯納金	五、九四〇、〇〇〇圓
利息	五、七四八、六〇〇圓		
合計	一五、〇八八、六〇〇圓		

京漢鐵路借款には右二種の外に英國の關係せる對外匯銀行當座借越金即ち、麥加利銀行の一八六、四三六元と滙北銀行（白耳義）の一四六、六三七元がある尚短期借款として滙北銀行の二〇、六三七磅及一、〇六七、〇〇〇元と東方滙理の二六三、三三〇元がある

（四）道清鐵路（清化鎭—道口鎭間）

A、道清鐵路借款

一九一八年英國の福公司より借款

一九三二年現存額　六四四、七八一磅

B、道清鐵路購料借款

一九一九年英國福公司

一九二九年現存額　一二九、六三一磅一三志

C、清垂支線借款

一九二六年英國福公司

一九三四年未利着元金　七八、三〇〇磅、一八志一〇

滯納利息　八〇、〇四一磅、〇七志四

元利合計　一五八、三四二磅、六志一一

（五）目、英、米、佛四ケ國借款に依るものには次の如きが存するも單に政治權を伴てゐるのみである。

高棹鐵路（高柳—陝州間）

川漢鐵路（廣水—成都間）

粵漢鐵路（宋家—韶關間）

周漢鐵路（周家口—漢陽間）

信漢鐵路（信陽—漢中間）

（六）礦山

A、開灤炭礦

開灤炭礦は名目上では英支合辦であるが實際的には英人の掌握下にある。支那の利權回收運動旺なる時分には六十二萬五千磅の評價で此を回收せんとした樣だが英國側は二百五十餘萬磅を主張し其儘となつて今日に至つてゐる。

B、門頭溝炭礦

中英公司が資本二十萬兩中、半額出資してゐる。此外にも中原煤礦公司、焦作鐵炭礦があり共に滿公司の出資で、前者は四百萬元後者は三四二、八二二磅であるが此は河南省に屬する地域である。

C、滬寧沿正副水線借款

此は海底電線の借款であつて、一九〇〇年義和團事變に際して北京、天津、上海間が通信杜絶したので英國の大東、丁抹の大北公司が無許可で敷設したものを支那政府が借款の形式で買收したのである。

正副二つに分れてゐる。

	正借款	副借款
現存元金	二九、〇〇〇	三、二九〇

比公司借款　四、〇〇〇、〇〇〇磅

比荷借款　九、〇一〇、〇一三、〇〇〇法ベルギー

一九二五年短期借款　二、二五〇、〇〇〇法

一、鐵道

京漢鐵路　白耳義銀公司と一八九七年借款成立し、一九〇八年借款に乗換へた。

正太鐵路　一九三二年期限滿了と共に支那政府が回收したもので、其後同鐵路借款が元利支拂不能のため正太鉄收入より三分の二を擔保として滿鐵收入より三分の二を擔保として滿鐵收入より三分の二

第七章　佛國關係の利權

第八章　米國及其他關係の利權

一、交通利權及地方借款

北支における米國の對支地方借款、政治借款の額を中央と其他に區別するが、然し、中央を通じて村料其他現物の北支に投ぜられたものは相當の額に達する。

（イ）平綏鐵路に對する建設材料借款

（ロ）山東運動改修借款　一九一六年日本興業銀行と共同出資

（ハ）航空借款　中國航空公司、資本金壹千萬元、一九三〇年南京政府財政部と米國飛運公司（カーチス會社）との間に締結さる、米國は四五%の出資である。

比公司借款　四、〇〇〇、〇〇〇磅

比荷借款　九、〇一〇、〇一三、〇〇〇法ベルギー

一九二五年短期借款　二、二五〇、〇〇〇法

利子金　一三、六〇〇、〇〇〇法ベルギー

利子金　九三七、六四五、〇〇〇法ベルギー

利子金　一、四六〇、五二〇、〇〇〇磅

一、鐵道

京漢鐵路　此は次表の如くなつてゐる。

借款名	額面	殘高	延滯元利金
比公司借款	四、〇〇〇、〇〇〇磅	二、三五〇、〇〇〇磅	一、七五〇、〇〇〇磅

滬寧鐵路借款　四一、〇〇〇、〇〇〇法

（二）鐵道

京漢、京綏二鐵路の分は英國、日本の部を參照されたし。

一、鐵道

滬寧鐵路

第六章　白耳義關係の利權

（二）鐵道

津浦、京綏兩鐵路に關係があるが、英國及日本の利權說明の項を參照されたい。

（三）鑛山　非鐵鑛砂を菊安公辦で經營してゐたが日支事變後日本側中央公司と買收した。

（三）航空　歐亞航空公司を結成した。

第五章　獨逸關係の利權

（二）鐵道

第六章　白耳義關係の利權

（二）鐵道

京漢、京綏二鐵路の分は英國、日本の部を參照されたし。

一、鐵道

滬寧鐵路

此は次表の如くなつてゐる。

借款名	額面	殘高	延滯元利金
比公司借款	四、〇〇〇、〇〇〇磅	二、三五〇、〇〇〇磅	一、七五〇、〇〇〇磅

滬寧鐵路借款　四一、〇〇〇、〇〇〇法

（二）鐵道

京漢、京綏二鐵路の分は英國、日本の部を參照されたし。

一、鐵道

滬寧鐵路

第六章　白耳義關係の利權

歐亞航空公司を結成した。

（三）航空　歐のアトハンザ社は一九三一年二月南京政府交通部と歐亞航空業務を成立せしめ、資本金五百十萬元中三分の一を出資して

第五章　獨逸關係の利權

一九三〇年現存高　未拂元金　延滯利子

一、九八二、〇〇〇　三五、二五〇

墺太利借款

一九二二年借款額五、七七七、一九〇磅、年八分

完濟期は一九三三年なるも早期より支拂停止され延滯額不明。

墺銀團代表瑞記洋行借款（一九一一年—一九一四年）起債額　四、七五〇、〇〇〇磅、年六分、現在未償還額　五、四八〇、三三五磅

である。

第十三編　日支事變以後の最近北支經濟事情

第一章　總　說

日支事變勃發以後本編起稿に至るまで約九ヶ月、北支各省及び中南支の三省は既に日章旗の風靡する處となり着々戰後の經營が行はれつゝあるが、多大の犧牲を拂つた聖戰の善後經營如何は皇軍の苦心を生かし國民の期待に副ふものでなければならないのは申す迄も無い。

先づ北支に於ける治安の完全恢復、金融財政の安定確立、交通運輸機關の整備、貿易の振興、農村の疲弊恢復、資源の開發、等、日支が一丸となつて是非とも至急成就すべき問題は山積してゐるのであつて、北支を統轄する新臨時政府の治下に於ては其の計劃並に實行には眞劍なるものが見られるのである。中南支に於ても維新政府が樹立され近き將來に於て北京臨時政府に合流するのであつて、支那に於ける文明地方が大同團結して我が日本と提携する氣運に向つて來たことは洵に慶賀の至りである。

先づ第一に直接戰禍、水災及凶作の三重災害を受けた地方の疲弊恢復に努力し、更に進んで日支經濟提携を具體化して支那民衆が眞に安居樂業の王道政治に謳歌し得るやうに日支官民協力一致して勇往邁進せねばならぬのである。

以下章を追つて支那事變勃發以後の北支の經濟的新動向を說述すること、する。

第二章　支那事變の北支貿易に與へたる影響と其動向

第一節　事變の貿易に及ぼせる影響

一昨年十一月の關稅條例改正以來低落替に安定したる支那經濟界は同年度の全國的な大豐作に惠まれて輸出貿易は急激に振興し、購買力は激增して輸入貿易も駸々乎として伸張し來り昨年度上半期迄は順調に發展して來たが北支事變の勃發によつて支那貿易は先づ北支より次いで全國的に急轉直下して非常なる不況に沈淪するに至つた。

而して北支貿易の恢復は其後着々として進行しては居るもの、北支八千萬農民の購買力が大打擊を受けてゐる以上は農村疲弊の恢復こそ當面の急務であり根本的大策であつて、其他、治安維持、運輸恢復、關稅改正等の貿易振興への諸條件も勿論緊急必要なる基礎的大策であることは申す迄も無い。

事變による運輸交通機關の破壞紊亂も整備されつゝあり、日本の爲替管理法も北支棉花に關しては特に緩和せらるゝ實狀にあり、輸入稅及輸出稅も本年一月に第一次改正ありたる處更に一層廣範圍に亘りて不合理なるものを是正し、新情勢に適合すべく近く第二次改正が計劃されつゝある。

斯くて徐々に北支明朗化の資運が貿易部門に現はれ來りつゝある。參考迄に天津港の最近に於ける輸移出入統計を擧げると次の如くである。

天津外國輸入額（單位千元）

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年上半期	昭和十二年下半期	昭和十三年一月—三月
外國輸入額	八五、一六〇	七二、六四七	五五、八九七	一六、七六九	二八、九八一
上揭額ノ內日本本土輸入	三三、二七〇	二七、一〇二	二〇、一六八	八、七一四	一六、一三三

天津外國向輸出額（單位千元）

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年上半期	昭和十二年下半期	昭和十三年一月—三月
外國向輸出額	九二、二〇一	一一七、八二六	八五、二七七	四三、五九五	二四、六二七
上揭額ノ內日本本土向輸出	一七、三三五	二八、四四〇	一九、〇二八	六、一五二	二、六一五
上揭額ノ內朝鮮向輸出	三、六〇三	二、五一六	九二三	五三七	二、二六一
上揭額ノ內台灣向輸出	九六	二九三	一五二	二五	四四
上揭額ノ內關東州向輸出	一、四九二	一、九九一	五八九	一、一九〇	九三九

天津輸移出入額比較（單位千元）

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年（銀元）	昭和十三年（金單位）
外國輸入額	八五、一六〇	七二、六四七	八三、五五九	二四、六二七
沿岸移入額	一一四、二三八	一一六、一六二	九三、二一四	二一、六一五
輸移入額合計	一九九、三八八	一八八、八〇九	一七六、七七三	四六、二四二
外國向輸出額	九二、二〇一	一一七、八二六	八五、二七七	二四、六二七
沿岸向輸出額	四六、二四六	五七、七五二	五一、一〇五	一四、四四一
輸移出合計	一三七、四四七	一七五、五七八	一三七、九七七	三八、六六八
輸移入超過額	六二、九四一	一三、二三一	三八、七九六	七、五七三

天津港最近月別輸出入額比較表

	輸入		輸出		
	昭和十二年	昭和十一年（金單位）	昭和十二年	昭和十一年（銀元）	昭和十三年（金單位）
一月	三五、〇三二	一九、〇一五	六、一四二	一、六一五	一、一四〇
二月	二四、〇四一	一六、〇〇一	四、九三七	一、三〇〇	一、〇四〇
三月	二七、〇〇二	一七、三一二	五、〇三一	一、三二三	一、一三三
四月	二九、九三五	一三、〇四四	五、四一八	一、四二一	
五月	二四、一四二	一四、三三三	四、九〇六	一、三〇〇	
六月	二三、五八九	一三、九四四	四、三五八	一、一四二	
上半期計	一四二、一五五	一〇四、四一九	二六、四四一	六、九四二	
七月	二四、四〇四	一三、四四九	四、四〇一	一、一五三	
八月	二一、九三九	一一、九〇一	三、九〇一	一、〇二六	
九月	一九、〇二一	一〇、三三一	三、四二一	八九九	
十月	一八、三三一	九、四二一	三、三〇一	八六六	
十一月	一六、四二一	八、九〇一	二、九〇一	七六一	
十二月	一五、〇〇一	八、一二一	二、六四一	六九三	
合計	二六、九三一	一四五、三四一	四五、八四一	一一、九四一	

前記四表によつても明白な通り昭和十二年度の北支代表港たる天津の貿易額は其の上半期に於て極めて順調に進展して來たのであつたが非戰勃發後の下半期は當然逆調となり、輸入額に就て見るに昭和十二年上半期に於て五五、八九七千元を算したるに其の下半期には二

| | | |

品別	日本國	米國	英國	香港	關東州	和蘭	其他各國	合計
動物及動物產品	一、五四五、三五	一、七三〇、六七	三、七九、三	六三〇、〇四	六三、三五	六三、三五	六三、三五	一、五四五、三五
皮革及毛皮	六六、六〇	一、五三六、六七	一、三四、三	一、〇一九、〇〇	一、〇一九、〇〇	一、〇一九、〇〇	一、〇一九、〇〇	一、〇一九、〇〇
魚介及海產物	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七	一、九三四、七
穀類豆類	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
穀類及穀物粉製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
植物性染料	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
實果及香料	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
油脂及蠟	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
種子	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
酒精飲料	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
糖類	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
煙草	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
煙	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
其他植物性製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
竹及其製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
木材及其製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
木竹藤及其製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
石、土及其製品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
其他雜品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
合計	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
銀弗換算	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
對輸入額百分比	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
上半期計	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇
下半期計	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇

一九三七年度天津港輸出品主要國別表（天津關發表）

別品	日本國	米國	英國	香港	關東州	和蘭	其他各國	合計
動物及動物產品	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇	一、三六、〇

（日本の項には關東州租借地、關錄、台灣を含む）

（數位一萬弗）

一九三七年度天津港輸入品年別（國別細表）天津海關統計より算出

（單位海關金單位、一海關金單位は昭和十二年度平均一・二七銀元）

號別	品名		生地	漂白及染色綿布	染綿布	絲絹交織布	其他綿布	棉糸	棉絲	捺染綿布	毛及毛織製品	絨及絨織製品	其他毛及絨製品	絹及絹交織物	金屬及礦產品	機械及部分品	車輛及船舶	金屬製雜品	魚介及海產物
（一）	日本	一月—三月	三、三〇〇	七、六〇〇	五、五〇〇	五、六六	七、四五六	三、〇三〇	四、七二	五、四七〇	二、〇三三	二、五五五	七、四五六	三、五三六	一、六九〇	一、〇〇七、五五	三、三二三	四、九六二	三、三八
		四月—六月	三、五〇〇	七、六〇〇	五、四七〇	五、六六	七、四五六	三、〇三〇	四、七二	五、四七〇	二、〇三三	二、五五五	七、四五六	三、五三六	一、六九〇	一、〇〇七、五五	三、三二三	四、九六二	三、三八
		計	七、六〇〇	一五、二〇〇	一〇、九四〇	一一、三二	一五、〇一二	六、〇六〇	九、四四	一〇、九四〇	四、〇六六	五、一一〇	一五、〇一二	七、〇七二	三、三八〇	二、〇一五、一〇	六、六四六	九、九二四	七、二七六
	米國	一月—三月	一、三三〇	五、六六〇	三、四五〇	九、六六	二、六六〇	一、一一	一、四二	三、四五〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三	一、三三三	一、四二	一、一一
		四月—六月	一、一一	四、六六〇	二、四五〇	八、六六	二、四四〇	一、一一	一、四二	二、四五〇	一、三五六	一、三五六	二、四四〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三	一、三三三	一、四二	一、一一
		計	二、四四〇	一〇、三二〇	五、九〇〇	一八、三二	四、七二〇	二、二二	二、八四	五、九〇〇	二、七一二	二、七一二	四、七二〇	二、八九二	二、〇二六	二、〇二六	二、六六六	二、八四	二、二二
	英國	一月—三月	一、三三〇	五、六六〇	三、四五〇	九、六六	二、六六〇	一、一一	一、四二	三、四五〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三	一、三三三	一、四二	一、一一
		四月—六月	一、一一	四、六六〇	二、四五〇	八、六六	二、四四〇	一、一一	一、四二	二、四五〇	一、三五六	一、三五六	二、四四〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三	一、三三三	一、四二	一、一一
		計	二、四四〇	一〇、三二〇	五、九〇〇	一八、三二	四、七二〇	二、二二	二、八四	五、九〇〇	二、七一二	二、七一二	四、七二〇	二、八九二	二、〇二六	二、〇二六	二、六六六	二、八四	二、二二

（別）（日本の現には關東州租借地●、朝鮮、台灣を含む。）

號別	品名		絲織用雜糸	紙	其他動植物質	動植物油及其製品	雜穀及其製品	豆及豆粉	石、土及其製品	化學製品	油脂及蠟	其他雜品	合計	對輸出總額百分比	上半期合計	下半期合計
（一）	日本	一月—三月	三、三〇〇	三、三〇〇	五、六六〇	七、六〇	三、三〇〇	五、四七〇	四、七二	五、四七〇	二、〇三三	二、五五五	七、四五六	三、五三六	一、六九〇	一、〇〇七、五五
		四月—六月	三、五〇〇	三、五〇〇	五、四七〇	七、六〇	三、五〇〇	五、四七〇	四、七二	五、四七〇	二、〇三三	二、五五五	七、四五六	三、五三六	一、六九〇	一、〇〇七、五五
		計	七、六〇〇	七、六〇〇	一〇、九四〇	一五、二〇	七、〇〇〇	一〇、九四〇	九、四四	一〇、九四〇	四、〇六六	五、一一〇	一五、〇一二	七、〇七二	三、三八〇	二、〇一五、一〇
	米國	一月—三月	一、三三〇	一、三三〇	一、一一	二、六〇	一、三三〇	一、〇九〇	一、四二	一、〇九〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三
		四月—六月	一、一一	一、一一	一、一一	二、六〇	一、一一	一、〇九〇	一、四二	一、〇九〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三
		計	二、四四〇	二、四四〇	二、二二	五、二〇	二、二二〇	二、一八〇	二、八四	二、一八〇	二、七一二	二、七一二	五、三二〇	二、八九二	二、〇二六	二、〇二六
	英國	一月—三月	一、三三〇	一、三三〇	一、一一	二、六〇	一、三三〇	一、〇九〇	一、四二	一、〇九〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三
		四月—六月	一、一一	一、一一	一、一一	二、六〇	一、一一	一、〇九〇	一、四二	一、〇九〇	一、三五六	一、三五六	二、六六〇	一、四四六	一、〇一三	一、〇一三
		計	二、四四〇	二、四四〇	二、二二	五、二〇	二、二二〇	二、一八〇	二、八四	二、一八〇	二、七一二	二、七一二	五、三二〇	二、八九二	二、〇二六	二、〇二六

類別	品名	生地	染白及染色綿布	捺染綿布	綿糸	其他綿製品	麻及麻製品	毛及毛織製品	絹及絹交織物	金属及鑛産品	機械及部分品	車輛及船舶	金属製雑品	魚介及海産物
繊維(二)	香港 一月—六月	一	一	一	一	一	九六	一〇〇	一	四五、一	一	一	一	四、九
	香港 一月—三月	一	一	一	一	一	三一、六	一〇〇	一	四五、一	一	一	一	四、九
	香港 一月—六月	一	一	一	一	一	三一、六	一〇〇	一	四五、一	一	一	一	四、九
	香港 一月—三月	一	一	一	一	一	三一、六	一〇〇	一	四五、一	一	一	一	四、九
	獨逸 一月—六月	一	一	九	一、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	獨逸 一月—三月	一	一	九	一、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	獨逸 一月—六月	一	一	九	一、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	獨逸 一月—三月	一	一	九	一、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	和蘭 一月—六月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	和蘭 一月—三月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	和蘭 一月—六月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	和蘭 一月—三月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

類別	品名	繊維及其他食料品	穀物及穀粉	果實及蔬菜	菓子	香料	藁	酒	煙草	化學製品及薬品	染料及顔料	油脂蠟及石鹸	書籍及紙	皮革及其他動物性原料	木材	木、竹、籐及其製品	石炭及アスファルト	陶器及硝子	石、土及其製品	其他雑品	合計
繊維(二)	香港 一月—六月	三五、六	一〇〇、八	四〇、四	一、五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	香港 一月—三月	三五、六	一〇〇、八	四〇、四	一、五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	獨逸 一月—六月	一、四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	獨逸 一月—三月	一、四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	和蘭 一月—六月	九、四	一〇、四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	和蘭 一月—三月	九、四	一〇、四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

（銀元換算）

（三）

類別	品別	一月	二月	三月	計	一月	二月	三月	計
總計	一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	一百	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四

類別	品別	一月	二月	三月	計	一月	二月	三月	計
其他	一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九十九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	一百	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四

類別	品別	一月	二月	三月	計	一月	二月	三月	計
總計	一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	八	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	九	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十一	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十二	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十三	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十五	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十六	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十七	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四	一、三六五	一、一一一	一、一一一	三、五八四
	十八	一、三六五	一、一一一

一九三七年度天津港輸出品中別(國別)細表（天津關統計より算出）（單位一銀元）

類別	品名	日本			米國			英國		
		一月—六月	七月—十二月	計	一月—六月	七月—十二月	計	一月—六月	七月—十二月	計
一	動物及動物產品	一、〇三六、三五五	一、三三五、三五五	二、三七二、七一〇	六、三五六、四三五	六、三四六、三五五	一二、七〇二、七九〇	四三五、三五五	一、〇三六、三五五	一、四七二、七一〇
二	皮革及毛皮	四三五、三五五	三五六、四三五	七九二、七九〇	六、三五六、四三五	六、三四六、三五五	一二、七〇二、七九〇	四三五、三五五	一、〇三六、三五五	一、四七二、七一〇
三	魚介及海產物	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
四	豆類	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
五	穀物及穀物製品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
六	植物性染料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
七	果實	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
八	纖維材料及香料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
九	油種子	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一〇	酒類	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一一	砂糖	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇

（備考）輸入總額百分比算出は銀元換算

（日本の項には關東州租借地、朝鮮、台灣を含む）

一二	皮革及毛皮	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一三	魚介及海產物	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一四	豆類	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一五	穀物及穀物製品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一六	植物性染料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一七	果實	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一八	纖維材料及香料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
一九	油種子	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二〇	酒類	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二一	砂糖	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二二	煙草	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二三	化學製品及藥品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二四	染料塗料及顏料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二五	油脂蠟及石鹼	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二六	書籍及紙	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二七	皮革其他動物性原料	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二八	木材	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
二九	竹、藤及其製品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
三〇	石灰及アスファルト	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
三一	陶磁器及硝子	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
三二	石、土及其製品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
三三	其他雜品	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇
	合計	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇	一、三五六、四三五	一、三四六、三五五	二、七〇二、七九〇

類別	品目	數量	對前年增減百分比
一	動物及動物產品		
二	皮革及毛皮	四六〇	一四・六
三	魚介及海產物	八〇六	七・〇
四	豆類	一四〇	三・九
五	穀物及穀物製品	一四三	一四・六
六	植物性染料	一一	一〇・〇
七	果實	三四五	三〇・〇
八	藥材及香料	六四〇	五・六
九	油脂	六六六	五・八
一〇	種子	九四二	八・二
一一	纖維物	三六六	三・二
一二	砂糖	一一	〇・一
一三	煙草	三四	〇・三
一四	茶	三五	〇・三
一五	礦物	一一	〇・一
一六	燃料	一一	〇・一
一七	竹及其製品	一一	〇・一
一八	其他植物性製品	一一	〇・一
一九	棉及棉製品	一一	〇・一
二〇	其他紡織物	一一	〇・一
二一	紙	一一	〇・一
二二	木材及木製品	一一	〇・一
二三	紡織用纖維	一一	〇・一
二四	絲及絲製品	一一	〇・一
二五	羊毛及毛織物	一一	〇・一
二六	其他紡織物	一一	〇・一
二七	棉子及其製品	一一	〇・一
二八	礦物金屬及其製品	一一	〇・一
二九	石土及其製品	一一	〇・一
三〇	化學製品	一一	〇・一
三一	印刷	一一	〇・一
三二	其他雜品	一一	〇・一
	合計	三八九	

類別	品目	一月至六月	一月至六月計	一月至三月	一月至三月計
一	動物及動物產品	四六〇		一一	
二	皮革及毛皮	八〇六		七〇三	
三	魚介及海產物	一一		一一	
四	豆類	一四〇		一四〇	
五	穀物及穀物製品	一四三		一四三	
六	植物性染料	一一		一一	
七	果實	三四五		三四五	
八	藥材及香料	六四〇		六四〇	
九	油脂	六六六		六六六	
一〇	種子	九四二		九四二	
一一	纖維物	三六六		三六六	
一二	砂糖	一一		一一	
一三	煙草	三四		三四	
一四	茶	三五		三五	
一五	礦物	一一		一一	
一六	燃料	一一		一一	
一七	竹及其製品	一一		一一	
一八	其他植物性製品	一一		一一	
一九	棉及棉製品	一一		一一	
二〇	其他紡織物	一一		一一	
二一	紙	一一		一一	
二二	木材及木製品	一一		一一	
二三	紡織用纖維	一一		一一	
二四	絲及絲製品	一一		一一	
二五	羊毛及毛織物	一一		一一	
二六	其他紡織物	一一		一一	
二七	棉子及其製品	一一		一一	
二八	礦物金屬及其製品	一一		一一	
二九	石土及其製品	一一		一一	
三〇	化學製品	一一		一一	
三一	印刷	一一		一一	
三二	其他雜品	一一		一一	
	合計	三八九		三八九	

類別	品目	其他諸國				總計			
		一月—六月		七月—十二月		一月—六月		七月—十二月	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一	動物及動物產品	九四一〇〇	二、三六五、四〇〇	一、三六五、四〇〇	二、三六五、四〇〇	九四一〇〇	二、三六五、四〇〇	一、三六五、四〇〇	二、三六五、四〇〇
二	皮革及毛皮	三三、二四〇	四三、〇三三	四三、〇三三	四三、〇三三	三三、二四〇	四三、〇三三	四三、〇三三	四三、〇三三
三	魚介及海產物	三六、三三	八、三三	八、三三	八、三三	三六、三三	八、三三	八、三三	八、三三
四	豆類	四五、七〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	四五、七〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇
五	穀物及穀物製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
六	植物性染料	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七	果實	一三、七〇	一三、三〇	一一	一一	一三、七〇	一三、三〇	一一	一一
八	樂材及香料	二四、六〇	六、四〇〇	一一	一一	二四、六〇	六、四〇〇	一一	一一
九	油脂	二四〇	四、八〇〇	一一	一一	二四〇	四、八〇〇	一一	一一
一〇	種子	九、三五〇	一、八七〇	一一	一一	九、三五〇	一、八七〇	一一	一一
一一	酒	一、三四〇	一、三四〇	一一	一一	一、三四〇	一、三四〇	一一	一一
一二	糖類	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一三	煙草	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一四	蔬菜	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一五	其他植物性製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六	竹及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一七	藤及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一八	木材及木製品	一、六四〇	一、六四〇	一一	一一	一、六四〇	一、六四〇	一一	一一
一九	紙	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二〇	紡織用纖維	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二一	糸及糸製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二二	纖物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二三	其他紡織物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二四	纖物製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二五	石、土及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二六	化學製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二七	印刷物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二八	其他雜品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二九	合計	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三〇	其他諸國	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三一	總計	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三二	對總額百分比	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

（三）

類別	品目	總計				總計			
		一月—六月		七月—十二月		一月—六月		七月—十二月	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一	動物及動物產品	九四一〇〇	二、三六五、四〇〇	一、三六五、四〇〇	二、三六五、四〇〇	九四一〇〇	二、三六五、四〇〇	一、三六五、四〇〇	二、三六五、四〇〇
二	皮革及毛皮	三三、二四〇	四三、〇三三	四三、〇三三	四三、〇三三	三三、二四〇	四三、〇三三	四三、〇三三	四三、〇三三
三	魚介及海產物	三六、三三	八、三三	八、三三	八、三三	三六、三三	八、三三	八、三三	八、三三
四	豆類	四五、七〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	四五、七〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇	九五、八〇〇
五	穀物及穀物製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
六	植物性染料	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七	果實	一三、七〇	一三、三〇	一一	一一	一三、七〇	一三、三〇	一一	一一
八	樂材及香料	二四、六〇	六、四〇〇	一一	一一	二四、六〇	六、四〇〇	一一	一一
九	油脂	二四〇	四、八〇〇	一一	一一	二四〇	四、八〇〇	一一	一一
一〇	種子	九、三五〇	一、八七〇	一一	一一	九、三五〇	一、八七〇	一一	一一
一一	酒	一、三四〇	一、三四〇	一一	一一	一、三四〇	一、三四〇	一一	一一
一二	糖類	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一三	煙草	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一四	蔬菜	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一五	其他植物性製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六	竹及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一七	藤及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一八	木材及木製品	一、六四〇	一、六四〇	一一	一一	一、六四〇	一、六四〇	一一	一一
一九	紙	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二〇	紡織用纖維	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二一	糸及糸製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二二	纖物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二三	其他紡織物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二四	纖物製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二五	石、土及其製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二六	化學製品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二七	印刷物	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二八	其他雜品	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二九	合計	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三〇	其他諸國	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三一	總計	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三二	對總額百分比	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

一六	繊維	一一	一一	一一	一一
一九	纖及其製品	一一	一一	一一	一一
一〇	木材及木製品	一、六四九	一、三四五	一、〇〇六	一、〇〇六
一一	紙	五四	四四	六四	六四
一二	紡織用纖維	一、〇〇二	四、一〇五	三、四一三	三、四一三
一三	糸及糸製品	六六	一、四一	一、〇六七	一、〇六七
一四	織物類	四、六七	一、四一	一、〇六七	一、〇六七
一五	其他紡織物	三五〇	六、三〇四	一、四三一、九五	一、四三一、九五
一六	鑛物、金屬及其製品	二、六	一、四一	一、六六七	一、六六七
一七	硝子及其製品	三、六六	一、四一	一、四四一	一、四四一
一八	石、土及其製品	一、六六	一、六六	一、六六七	一、六六七
一九	化學製品	九六	一一	一、一一	一、一一
二〇	印刷物	五四	一四	一四一	一四一
二一	其他雜品	一、四五	一、四五	一、四一	一、四一
	合計	五〇、一四六	三六、六四九	一四、三九一	一四、三九一
	數量指數總額百分比	六、九	〇、六	〇、三	〇、三

以上の様な状態で昭和十二年十二月新通貨政府の成立迄を通したが、新中華民國臨時政府成立するや、南京政府時代の抗日的高關稅を是正し農村の復興、明朗北支建設の巨歩を速かならしむる必要を痛感し本年に記録する如く改正されたのである。

第二節　中華民國臨時政府の海關稅率改正と其影響

中華民國臨時政府は昭和十三年二月二十一日午後四時海關新稅率を發表し翌二十二日より此を施行すること、なつた。同時に政府は當局談話の形式で新稅率施行の主旨、大綱を廣く世界各國に聲明し、委員長王克敏氏は佈告を以て改正稅率施行に當つての海關行政上の根本原則を明瞭にした。

當局談話に於ては今般の改正は荒廢地の復興及民衆の救濟による產業の隆興の爲の緊急にして絕對必要なりと認むるものに局限したること、一般諸外國に對して何等差別的取扱を爲すに非ざること及從來特殊貿易を壓し所謂の脫稅行爲を嚴重に取締ること等を强調したものである。

さなきだに多年に亘る國民政府をリーダーとする軍閥連の搾取の對象として連年の苛斂誅求と內作の斷續とによつて其の血汗骨肉を搾り取られ來つた北支八千萬住民は、昨年度に於ける支那事變の北支での波及による影響と近年稀なりと云はる、棉花其他一般農產物の不作收穫減と二萬五千方哩の廣範圍に亘ると傳せらる、水災の爲め疲弊其の極に達せるものであるから、新稅率の改正實施が此等民衆の可及的速かなる救濟と產業復興との上に置かれたのは正鵠を得たものである。

中華民國臨時政府は舊臘十二月十四日成立したが成立と同時に宣言したる五ヶ條よりなる大綱なるものも產業を開發し民生を向上して民衆本位の政治を行ふ旨を確認してゐるのであつて、先づ民衆生活の救濟を稅率改正の大根本とし其の色彩を充分に盛り上げたのは確かに成功であつた。東亞の道義を發揚し、世界有邦との敦睦を厚ふすることも新政府の宣言にあり新稅率には一視同仁の味を盛り、其の施行に當つても一般外國に對して、何等の差別的取扱を爲すものに非ずとの大方針となつて發現した。

冀東特殊貿易は當時の必要上から非常手段的に採用され實施され來つたものであり、本當の意味での正常なる貿易とは言へないかも知れないが、然し相當巨大なる足跡を北支經濟上に印し非常なる影響を與へたことは實證されるところである。中華民國臨時政府成立を見るや冀東防共自治政府は直に同政府に合流すべしとの聲明をなした。冀東政府と新臨時政府とは其の成立の主旨に於て目的に於て軌を一

つにするのであるから此の合流は當然として首肯されるのであるが、同一地方に同樣なる二つの政權を存在せしめる必要なきことが二者合流の最大要因であると認められる。冀東政府が既に新政府への合流をなす以上海關行政が新政府の下に統制せられることも首肯されるのである。冀東政府は一月二十日限り廢止となつた、新政府の管轄下に於て本來の正々堂々たる貿易が實施されるのである。冀東防共自治政府の大使命は中華民國臨時政府によつて完全に繼承されたのである。

支那は元來密輸橫行の國である。其の原因には種々の要素が指摘さるゝであらうが、國士が膨大で國境線及海岸線の警察力が薄弱であること等が數へらるゝが一方に於てまた關稅自主以來の一般關稅率の急激なる增加と經濟的抗日策に根本的を置く特に日本品を目的物とせるかの如き輸入稅の高率引上げが最大の原因を造成してゐることは否定出來ない。支那の密輸入額は大體總輸入額の二割に達するものと見られてゐるやうであるが、新政府が新稅率の施行に當つて充分に脫稅行爲を取締りファイン、プレイな貿易に邁進することを主眼としたのは國家貿易百年の大計を建つるものと云つても過褒ではない。

委員長王克敏氏の名によつて發表された佈告は、新稅率發表の好機に於て、海關行政上の改正を斷行したものである。關稅の國家歲入上に於ける重要性を再認識し各國債權の確保を期し海關行政を正軌に乘せたもので、稅率改正に伴ふ改正の要目は第一項の滿洲國及關東州を外國として取扱ふこと、第二項の從來の歲入附加稅を廢止して別に賑災附加稅を課したことである

滿洲事變以來支那の所謂東三省及熱河には新興滿洲國が誕生した。國民黨蔣介石政權は嚴然として合法的なる新興國家の存在を否認し以夷制夷を主義とし、內に抗日熱をあふり外第三國依賴を以て失地恢復を叫び來つたのであつて、此の國民黨傳統的政策が今次事變の原因を爲したことは多言する迄も無しとして、とにかくも新中華民國臨時政府が此の偏見を捨て、滿洲國より輸入さる、物品に對して輸入稅を課すことに決したのは實に卓見と稱すべく、事實上に於ける滿洲國承認とも認められるやうである。

支那海關の收入は輸出入稅の外、轉口稅、及噸稅、洪水救濟附加稅歲入附加稅となつてゐるが新中華民國臨時政府は此內の歲入附加稅を廢止して別に賑災附加稅を新徵することにした。此は災區救濟の爲に稅額の百分の五を課するものであつて其の率は從來の歲入附加稅と何等變るところなく、從て貳種の附加稅の爲に稅額に對し登割を附加徵收せらるゝこと從來と變更なき譯である。

今回改正された新稅率は輸入稅率六拾種、輸出稅率十六種であつて其內で免稅となつたのは農業用機械及同部分品、血漿及ワクチンの輸入、棉實の輸出の三種であり、暫時免稅となつたものは小麥粉、米及籾の輸入、棉花、鑛石、及舶鐵（古きもの）の輸出の五種の外に鑛山用機械器具及同附屬品並に部分品、選鑛精煉用機械器具及同附屬品並に部分品、栽培用種子の輸入がある。新政府の民衆救濟、產業開發、門戶開放の大方針は免稅、暫時免稅種目の選擇に於て特に目立つて感知さるゝのである。

大體に見て今次の改正によつて示現されたことは低減された稅率による輸入品は低廉なる物資の供給となつて北支民衆の購買力を增進すること、なり、正々堂々たる正常貿易への復活輸出品は低下した稅率の推進力によつて輸出旺盛となり同じく北支民衆の購買力を增進すること、なり、正々堂々たる正常貿易への復活は北支安定の大礎石となるのである。

此を現地既成產業の保護、資源開發に直接タッチしない產業の勃興、外國物資の輸入（日滿支經濟ブロックを鞏固になすといふ見地より）等の相關關係に於ては多少議論の餘地が在るやに謂はれてゐる。

今回改正の主旨にも明示されてゐる通り差當り急を要するものに限られたるが故に、今後比較的急を要せざる物品に就ては適當なる時機に於て更に相當の考慮を拂はれる餘地が殘されて居ると謂ふことである。

改正を受けた輸出入品七十六種目について天津に於ける日本及諸外國の輸出入情勢を見ると、先づ輸入に於ては、一九三六年度總額二〇、九五四、四一二元の內、日本（朝鮮及台灣を包含す以下同じ）よりの輸入は五、六一〇、七〇六元で其他の一五、三四三、七〇六元は英、米、獨、佛等諸國及其屬領である。一九三七年度（一月—十一月）總額は一七、一六三、六三一元で日本よりの輸入は四、八四五、六一三元で其他は一二、三一八、〇一八元である。

輸出では一九三六年度總額五五、三一二、一九七元の中對日輸出二一、五五六、五〇〇元で其他三三、七五五、六五七元である。一九三七年度（一月—十一月）總額五五、二九四、八五五元中對日は輸出一七、五〇一、九六四元であり其他諸外國向は三七、七九二、八九一元である。天津に於ける右七十六種目商品の各國別輸出入價額は左表の如し。

○改正六拾種商品

一九三六年天津輸入各國別價額表

$

國別	本年	去年
英領印度	六、八二三、九七七	一〇、八八九
日本	五、六一〇、七〇六	一〇、七六二
英國屬地	二、一二二、三〇七	六、〇六八
美國	二、〇五〇、八一一	二、四一六
佛領印度支那	一、四二八、六四四	一、三三三
其他	四三三、八〇七	七九八、三三〇
西班牙	五四八、五二二	五二
合計	二〇、九三八、二	二四、七五二

○改正六拾種商品

一九三七年(一月—十一月)天津輸入各國別價額表

$

國別	本年	去年
日本	四、八一五、六二三	一八、二二〇
英領印度	四、六五八、四三九	一〇、八八九
英國屬地	二、〇九五、〇五四	一〇、七六二
美國	一、四四〇、九〇六	六、〇六八
佛領印度支那	一、二二一、一七〇	二、四一六
其他	五三二、七四七	一、三三三
西班牙	四八、八三〇	五二
合計	三七、三五九、四	二四、七五二

○改正六拾種商品

一九三六年天津輸出各國別價額表

$

國別	本年	去年
日本	二二、五五六、五四〇	一七、二六三、六三一
英領印度	二一、三〇一、四五〇	一六、二二〇
英國屬地	六、二七四、〇二五	一〇、七六二
美國	二、八二三、五二九	一〇、八八九
佛領印度支那	一、〇六九、九九五	六、〇六八
其他	五二八、七六九	二、四一六
西班牙	五三〇、一五六	一、三三三
荷蘭東印度	四九一、〇六九	七九八、三三〇
瑞典	三三九、五四六	五二
瑞士	一五七、二九六	二四、七五二
意國	二四、三二八	
墨西哥	一一、六一七	
波斯	七、三六六	
埃及	二、四二五	
阿根廷	一、九三五	
智利	一、四〇四	
秘魯	一、〇二二	
荷蘭	九二一	
丹麥	八一〇	
挪威	六二二	
瑞典	五一〇	
比國	四八、六六〇	
合計	五四、六六〇、一七二、六三一	

○改正六拾種商品

一九三六年天津輸入各國別價額表

$

國別	本年	去年
日本	五、六一〇、七〇六	一〇、七六二
英領印度	六、八二三、九七七	一〇、八八九
英國屬地	二、一二二、三〇七	六、〇六八
美國	二、〇五〇、八一一	二、四一六
佛領印度支那	一、四二八、六四四	一、三三三
其他	四三三、八〇七	七九八、三三〇
西班牙	五四八、五二二	五二
荷蘭東印度	二〇九、三八二	二四、七五二
荷蘭(太平洋港)	三二六、五八八	
英領印度	一一二、四四九	
美國	九六、三〇五	
香港	八二、〇一〇	
海峽殖民地	五六、六二四	
白銀	六二、九六四	
英領北婆羅洲	一一、八六一	
安南	七、二六九	
暹羅	六、二六九	
菲律賓	二、七五九	
澳門	一、九九六	
瑞士	一、九三五	
意國	一、四二五	
墨西哥	一、三六六	
埃及	一、一六七	
波斯	七三六	
阿根廷	二四二	
智利	一九三	
秘魯	一四〇	
荷蘭	一〇二	
丹麥	九一	
挪威	八一	
瑞典	六二	
比國	五一	
合計	二四、七五二	

其他		$ 五五、三一二、一九七	二一二、一五一
合計			三四七、七〇八

○改正拾六種商品

一九三七年(一月—十一月)天津輸出各國別價額表

米國	$ 二二、八四二、〇九六	二九八、九〇〇
日本	一七、五〇一、九六四	一六一、〇七〇
獨逸	九、三三〇、三四〇	一四四、六二八
英國	二、五七二、三六七	一一一、〇二九
白耳義	九二〇、二六五	二二、三七三
佛國	四七八、四八五	一八、八〇四
新西蘭	三七八、三六二	一七、〇六四
濠洲		一〇、〇五六
關東州		一、三〇二
丁抹		一三八、〇四二
瑞典		
波蘭		
香港		
伊太利		
ブラジル		
諾威		
芬蘭		
其他		
合計	$ 五五、二九四、八五五	

新興中華民國臨時政府が成立後一ケ月餘にして斷行したる今次の稅率改正は全般的に見て公正妥當なるもので通商の自由、門戸開放の大方針を指示し一般貿易業者のみならず第三者をして同政府の將來性への見透をつけしめ大なる期待を抱かしめたるところ多大の成功と云ひ得べく、一擧にして萬全を期するは至難事に屬するを以て、續いて可及的速かに今回の改正に洩れたる品目に亘つて第二次的な改正が行はれ、新政府による海關政策上に於ける有終の美が結ばれるん事を大きく期待するものである。

次に改正稅率品目七十六種について昭和十一年度及同十二年度(一月—十一月)の輸出入を統計して見たが本表により詳細に檢討すれば今次改正の意義が明確に把握されるであらうと信ずるのである。

各種別について其の影響を見るに、先づ輸入では棉製品であるが新稅率下に於ては北支紡績對內地紡績の多少の摩擦が考へらるゝが大局的な見方をすれば日本內地と北支の紡績工場は大部分同一經營下にあると云へるのだから利害の衝突は充分に避け得らるゝであらう。輸入棉製品と地場製品との品質的差異特徵を有效に利がせて以て健全なる貿易並に現地工業の共榮を計りたいものである。冀東貿易に依り舊稅率に比して四分の一の低稅で輸入されたストックが綿糸布に相當あるから新稅率による輸入が旺んとなるのは三、四ケ月後ではなをいかと見られる。其の價格が改正新稅率を負擔しても冀東輸入品と對抗出來得る時期が卽ち荷動きの起るモメントではないかと思はれる。統稅の改正がなかつたが從來の統稅では內地製の棉糸に統稅かゝり綿布には其が課せられなかつた。從て綿布に對して內地地場ともに統稅を廢止するか一樣に課するかにする必要ありとは地場紡績業者の聲である。

鐵板及亞鉛鍍鐵板、の中で厚さ三、二粍以上のものは鐵道材料及び建築材料等の工業用復興材料となる爲に重要なる改正が行はれたものであり、厚さ三、二粍以下のものは煙突用が主であり、亞鉛鐵板はストーブの煙突やバケツ及びバラック建築用として需要さるゝのである。

大衆的商品であるから本稅の低減は一般北支大衆には尙だ有難いものである。

農業用機械及同部分品は現在迄の處大規模な農產が見られない北支では現地產品で間に合つて來たのであるが、將來の新政府の善政下の農業立國の方針によつては開耕用トラクター類を筆頭に各種の農器具が輸入されるのであるから本稅率が免稅となつた事は愈々心強い限りである。

海產物は大衆向食料品として其の輸入稅が低率であることは當然であるのに、舊稅率では此の大衆消費品たるを度外視する程度の高率であつた。今回の低減は實に妥當であつて北支住民は安い海產物を食べるのであり日本、朝鮮よりの大量輸入が旺盛となることは同慶に堪えない。

自轉車タイヤーの輸入稅が低減された。兼ねてより危惧を抱いてゐたのであつたが、最少限度の低下であり當地工業者としても其の製造原價低廉に自信と販路維持擴張に堅固なる基礎を持ち得るに至つた今日多少の影響は免れぬとするもそんなに大打擊ではあるまいと思はれる、それでも原料ゴムの輸入稅が据置では當地のゴム製品工場はなんと云つても打擊であるには相違ない。當地に於ては主として邦

人經營の工場であるが舊稅が高率なる爲め新興した工場であるし、事變來操短乃至休業中にあつた上に今回の稅率低下は相當な打擊であるだらうと同情せられるのである。

セメントの輸入稅も低下された。セメントでは高度の發達を遂げてゐる內地工業は限產狀態下にあるが、其の製品販路としての北支は大きいし稅率が低減したのであるから非常に結構なことである河北省唐山に在る啓新セメント會社が現地工場として巨大な地步を占めてゐるので此程度の減稅では內地輸入品が此と大刀打出來るかどうか、內地工場の北支移轉なり新設も考慮に入れると改正の主旨に合致するのではなからうかと云ふ說も耳にする。

建築上不可缺の木材は軟木のみが減稅されて硬木には及んで居ない、將來は硬木も考慮さるべきであらが軟木は主として建築材料となるものであるし緊急必要なる稅率改正の對象となつたのは當然であり、今後復興材料としての木材の需要を圓滑ならしむる爲め旺盛なる輸入を待望するものである。

砂糖、此も勿論生活必需品であつて冀東貿易によつて輸入された砂糖は相當多量に上つたが今後は正常なる軌道に乘つた活潑なる動きを見せることであらう。角砂糖、棒砂糖、氷砂糖も包含されたのだから至極妥當である。

洋紙類も低減されたが妥當である。現地には東洋製紙工場の建設を見た矢先き故懸念した向もあつたらしいが其の製造品種及原料並に勞働賃銀等の關係に依り現地工業物興にも大した影響を與へないであらうとの事で、結局消費者方面に有益な措置である。

小麥粉の暫時免稅は食料品不足の北支の爲めに暫定的なものであり一部では外國粉（特に濱州粉）の輸入に脅威を感じる樣だが、一時的外粉輸入は見られるとしても暫時と云ふ性質が物を云つて或程度の拘束を受け日本內地製粉業者がそう神經をとがらせる程度のものでもなからう。現在の在庫品約百五十萬袋と云はれ先物契約が數百萬袋あり外粉輸入見込で安値步調であるは免れない。

其他の雜穀、米及麩等に就いても至極順當で現地生產による依存性を多分に持つ雜穀はさておいても米及麩の輸入稅率低減は直ちに民衆生活に影響を及ぼし、日本人のみで考へて見ても安東米一俵が現在一〇、五〇圓內外で食膳に上してゐるとせば一圓位の低下は見られる可く誠に有難いことである。

續つて輸出に就て見るに棉花が暫時免稅となつたゝ或は當業者は免稅迄を期待して居なかつたので少し意外であつたらしいが此處にも新政府の大方針が見られる。北支棉花輸出は旺盛となり、農村開發農民救濟の見地より先づ大量の棉花輸出を增進し從て大衆の購買力を恢復するの重大なる意義がある。免稅と發表さるゝや棉の價上りを見たか本年度の樣な不作で特に出廻りの悪い年故仕方のないことで、此の價上りは關稅の低下と相殺さる可き性質のもので國策的な見地より一時的な現象として辛抱しなければなるまい。一体北支棉價は印棉及米棉に比して高價にあり稅率の低下が漸次北支棉花割安の材料となり輸出が旺盛となることを期待する。

豚毛の輸出稅は六割七分弱の減率である。從來豚毛の天津よりの日本向輸出は英、米等諸國に比して微々たるものであつたが、內地工業用として特に各種ピン類の洗濯用として必要缺く可からざるものであり靑各莊附近に集散される豚毛は莫大な數量に上るのであつて、今後の日本としては大いに利用しなければならないのであるから今回の輸出稅率の大巾低減は對日輸出を好調にし大量の輸出が實現するものと待望されるのである。

麥、棉實、亞麻仁は主として日本向輸出品であるが、特に棉實は地場製油工場の消費用となるものを除いては、全部が日本へ輸出されるのであつて舊臘は上海漢口が上海方面戰局の進展で輸出不能となつた爲め、事變後の不況中では天津としては可成りの荷動きがあつた相場も事變直後の二弗七十仙見當より三弗十仙迄引戻して居た。そして輸出部面では一眼氣配であつた處へ輸出稅が全然廢止さるゝことになつたので再び對日輸出の旺盛を來し改正稅率實施後今日迄には約百十斤俵一萬俵の荷動きがあつた樣である。

山羊毛、山羊絨毛、駱駝毛、綿羊毛共に輸出舊稅率に比し五割の低減となつたので氣運とタイアップして非常に有效な改正であつたと謂はれる。舊臘來華備中の日本側、八社より成る獸毛輸出組合も張家口に於て結成されたし、日本の國策的な見地より急激な對日輸出を期待出來やう。輸出稅率半減らしいが毛毛輸出稅率半減は決してそんな小規模の影響を考慮されたのではなく國策的な日支共存の見地より歡迎さる可きもので今後の日本側の活動と對日輸出の進展を興味深く見る必要があると云ふものである。

大麻、黃麻、ラミーも夫々輸出稅率が半減された。麻類としても兩方物が輸出社絕であるから天津としては輸出稅の半減は好材料を加

へたのであるから輸出が自然盛んとなるであらう。殊にラミーは昨年度に於ては天津港よりの輸出に見る可きものがなかつたし今回の輸出稅率改正による輸出稅率半減が有效なる推進力となつて日本向の積極的輸出時代の出現を待望するものである。

礦石及古鐵が共に七、五%の輸出稅より暫時免稅となつた。日支共榮の見地より北支資源開發の重要性より極めて至當なことであつて既に滿鐵より興中公司の手で龍煙鐵鑛が作業され其の礦石も塘沽から日本向として積出された矢先きだし意義百%である。古鐵は國民政府下では輸出禁止となつてゐたのであるが輸出解禁の日を目當てに買集める人が相當あつたし暫時輸出稅が免稅とは大きな魅惑であつた相場も噸十七元より二十元以上を呼んで居り益々跳上つて來るものと推察さるゝがとにかく日本で不自由な種目である丈に暫時免稅によつて對日輸出が急速に進展することは喜ばしい限りである。

其他の輸出品にして稅率の低減されたものは日本のみならず歐米向のものが多いのであつて門戸開放無差別主義の示現として必ずや世界諸外國の好感を買つたであらうことを確信するのである。

貿易業の活況は海陸運の繁盛となる可く船會社でも大童で配船しなければならぬであらうし、鐵道にしても一日も早く正常態以上の輸送能力を發揮するに至ることを願望する、關東州及滿洲國が輸出入手續上外國と見做されること、なつたので今迄の移出關係上の繁雜な手續がなくなつた、今迄は大連行貨物は移出と見て居たので移出稅が輸出稅の方よりも高率な貨物では、天津海關で大連には荷揚しないと云ふ保證狀を船會社に出させ船會社は內地に荷揚げした後に證明書を稅關に提出することになつてゐた。新機に非常な不便さを味つて居たのが今回此の手數が省ける事になつたのである。

以上で大體の關稅改正による影響を見たが此を天津邦人工業の立場から考へると煙草工業では本箱の原料材へ影響があつた、然し此が直接的に響いて來る爲には包裝紙、錫紙の減稅を必要とするのであるから殆んど無影響とも云へよう。

燐寸工業では軟材及紙の方面よりの影響があつたが藥品類には及んで居ないので此亦大した影響とは云へまい。

ゴム工業は前述した樣に一番影響を蒙つた部門であつて、タイヤー、チューブの製造工場は直接的な打擊である。稅率改正の主眼が北支農村地方の交通用となる自動車、自轉車のタイヤー、チューブの輸入四割を圖るに在りとして三割五分方の引下げは必當と見らるゝが斯る製品の輸入稅のみを引下げて肝要な原料ゴムの輸入稅改正が行はれないことは大打擊であるゴム工業に於ては原料ゴムのみならず炭化マグネシヤ、硫黃、其他藥品も高稅率のまゝ据置となつたのであるから其の影響は甚大と云へる。

琺瑯鐵器工業は鐵板が四割分の稅率引下げとなつたので甚だ有利な立場になつた。ゴム工業の場合とは正反對である。

品目（頭記番號ハ稅率番號）	稅率單位	新稅率
一、生金巾、生粗布及生天竺布（手織）		
甲、幅八十二糎ヲ超エザルモノ		
（一）毎米ノ重量一四〇瓦ヲ超エザルモノ	毎米	〇
（二）毎米ノ重量一四〇瓦ヲ超ユルモノ	〃	〇
乙、幅八十二糎ヲ超エ百二糎ヲ超エザルモノ		
（一）毎米ノ重量九〇瓦ヲ超エザルモノ	〃	〇
（二）毎米ノ重量九〇瓦ヲ超エルモノ	〃	〇
二、生雲齊布及生細綾綿布（三枚又ハ四枚綜絖ヲ用ヒタルモノ）一幅八十二糎ヲ超エザルモノ	毎米	〇
一五、無地ノ晒金巾、晒粗布及晒「アイリッシュ」幅九十二糎ヲ超エザルモノ	毎米	〇
二五、染色シタル金巾、粗布及「ポンジー」（無地ノモノ）		
甲、幅八十二糎ヲ超エザルモノ	毎米	〇
乙、幅八十二糎ヲ超エ九十二糎ヲ超エザルモノ	〃	〇
二八、晒又ハ染色ノ綿「サーヂ」「ダイアゴナル」「トウイル」「ヘリンボーントウイル」「オートミル」「クレープ」「コーチイング」「スーテイング」「トウイド」「カバーディンス」及「トラウザイ」地（幅八十二糎ヲ超エザルモノ）	毎米	〇
二九、晒又ハ染色ノ「サテーンドリル」（幅八十二糎ヲ超エザルモノ）	毎米	〇
四〇、綾木綿及細綾（三筋組又ハ四筋組）幅八十二糎ヲ超エザルモノ	毎米	〇
七五、綿織絲		
甲、未晒ノモノ（合絲數問ハズ）		
一、十七番手ヲ超エザルモノ	百斤	
二、十七番手ヲ超エ二十三番手ヲ超エザルモノ	〃	一
三、二十三番手ヲ超エ三十五番手ヲ超エザルモノ	〃	一
四、三十五番手ヲ超エ四十五番手ヲ超エザルモノ	〃	一
五、四十五番手ヲ超エルモノ	〃	
九〇、「ブランケット」及「ブランケット」地（綿製）	百斤	一
一〇八、「ガニー」嚢（新シキモノ）	百斤	
一〇九、「ガニー」嚢、大麻嚢及「ヘシアン」嚢（古キモノ）	百斤	
一二二、別號ニ揭ゲザル毛織物（交織物ヲ含ム）		
甲、一平方米ノ重量二〇〇瓦ヲ超エザルモノ	百斤	一一
乙、一平方米ノ重量二〇〇瓦ヲ超エ四〇〇瓦ヲ超エザルモノ	〃	一〇
丙、一平方米ノ重量四〇〇瓦ヲ超エルモノ	從價	
一三〇、人造絹糸	百斤	三
一九一、鐵板（厚三、二粍又ハソレ以上ノモノ）	百斤	
一九二、鐵板（厚三二粍未滿ノモノ）	百斤	
二〇四、鐵板（亞鉛鍍セルモノ）		
甲、波形ノモノ	百斤	
乙、平面ノモノ	〃	
二四一、「アルミニウム」器、眞鍮器、青銅器、銅器及白鑞器（別號ニ揭ゲザルモノ）		
甲、「アルミニウム器」	百斤	二
二四四、農業用機械及同部分品	從價	
二六九、針甲手縫用ノモノ	從價	
二七五、鮑		
甲、散荷ノモノ	百斤	一二
乙、罐詰	〃	一
丙、其ノ他（直接容器共）	從價	
二七六、海參		
甲、黒色ニシテ刺アルモノ	百斤	一二
乙、黑色ニシテ刺ナキモノ	〃	一

品名	番号	単位	数量	備考
貝二七八、桂		百匁	一	
乾鰹二八一、（背肉ヲ含ム）		百匁		
鰯二八二、		百匁		
乾魚及燻魚二八三、（乾及鰹鰯ヲ含マズ）		百匁		
鮮魚二八四、		百匁		
塩魚二八五、		従価		
塩魚二八七、		従価		
別ニ税ヲ掛ケザル塩魚		〃		
乾海菜二九〇、乾牡蠣及乾掛巻		百匁	一	
乾シタル真蛸及小蛸（蒸煮ノモノ）		百匁	一	
刻ミタル昆布		百匁		
長二九三、昆布		百匁		
茶三三三、乙其ノ他		従価		
生三三六、蜂		百匁		
其大三三八、他蓼（別ニ税ヲ掛ケザル蓼、玉蜀黍ヲ煮又ハ煎リタル穀菓、蕎麦粉及蕎麦）		従価		
大豆及豌豆三三九、		従価		
小豆蓼七、		百匁		
寒天三六六、		百匁	三	
雑穀三七五、		百匁	二	
柑橘類三七九、		従価		
乙甲、米三八四、糀		〃百匁		
（甲）砂糖（精製ノモノヲ含ム）三九七		百匁		
（乙）其他ノ砂糖（甲）ニ掲ゲザルモノ、百匁ニ付キ同一ニ関シ（三）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（三）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（三）同一ニ関シ（四）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（四）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（四）同一ニ関シ（五）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（五）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（五）同一ニ関シ（六）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（六）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（六）同一ニ関シ（七）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（七）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（七）同一ニ関シ（八）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（八）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（八）同一ニ関シ（九）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（九）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（九）同一ニ関シ（十）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（十）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（十）同一ニ関シ（十一）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（十一）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（十一）同一ニ関シ（十二）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（十二）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（十二）同一ニ関シ（十三）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（十三）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
（十三）同一ニ関シ（十四）ニ掲ゲタル糖度ヲ超ユル毎ニ（十四）ニ掲ゲタル税額ヲ加フ		〃		
角砂糖及棒砂糖三九九、		百匁		
氷砂糖四〇〇、		百匁		
硫酸アムモニウム四〇一、		百匁		
炭化石灰四四六、		百匁		

(七)、同九十一度ヲ超エ九十二度ヲ超エザルモノ	〃
(八)、同九十二度ヲ超エ九十三度ヲ超エザルモノ	〃
(九)、同九十三度ヲ超エ九十四度ヲ超エザルモノ	〃
(十)、同九十四度ヲ超エ九十五度ヲ超エザルモノ	〃
(十一)、同九十五度ヲ超エ九十六度ヲ超エザルモノ	〃
(十二)、同九十六度ヲ超エ九十七度ヲ超エザルモノ	〃
(十三)、同九十七度ヲ超エ九十八度ヲ超エザルモノ	〃
(十四)、同九十八度ヲ超エルモノ	〃
三九九、角砂糖及棒砂糖	百斤
四〇〇、氷砂糖	百斤
四四〇、硫酸「アムモニウム」	百斤
四四六、炭化石灰	百斤
四六四、血漿及「ワクチン」	從價
五二〇、「ガソリン」「ナフタ」及「ベンヂン」「礦物性ノモノ」（全上發動機燈料ヲ含ム）	
(甲)箱入ノモノ（一箱二罐入、一罐一八、九三立又ハ五米「ガロン」入）	每箱
(乙)散荷ノモノ	十立
五三二、石油（其他ノ燈火用礦物油ニシテ比重、〇、七八乃至〇、九〇ノモノヲ含ム）	
(甲)箱入ノモノ（一箱二罐入一罐一八、九三立又ハ五米「ガロン」入）	每箱
(乙)散荷ノモノ	十立
五四八、普通印刷用紙及新聞用紙（主トシテ「メカニカル、ウツド、パルプ」ヨリ成リタルモノ）「カレンダー」シタルモノ又ハ「カレンダー」セザルモノ「サイズ」ヲ施シタルモノ又ハ「サイズ」ヲ施サザルモノニシテ白又ハ着色モノ	
(乙)其他（註標準新聞用紙「倚捲」以外ノモノ）	百斤
五五三、包裝用紙（褐色又ハ著色ノモノ又ハ艶附セザルモノ、簀目アルモノ又ハ簀目ナキモノ「ピッチ」又ハ其ノ他材料ヲ以テ防水シタル包裝用紙ニシテ一枚又ハ夫レ以上合セノモノヲ含ム）	百斤
五五六、別號ニ揭ゲザル紙	
筆記用紙及印刷用紙（艶附シタルモノ又ハ艶附セザルモノ白又ハ着色ノモノ、簀目アルモノ、又ハ簀目ナキモノ）（「アンチック、ウエーブ」紙、塗ラザル「アート」印刷用紙及類似ヲ含ム）	
(甲)「メカニカル、ウツドパルプ」ヲ含マザルモノ	百斤
(乙)其他	〃
五八二、軟木、普通ノ木材ヲ挽キタルモノ	每立方米
五八四、軟木、普通ノ加工材（單ナル鋸挽以上ニ加工ジタルモノヲ含ミ橋材及船桁材ヲ含マズ）	每立方米
五九〇、別號ニ揭ゲザル木材	從價
六〇八、陶磁器（化學用及科學用ノモノヲ含マズ）	從價
六一八、水硬性「セメント」（「ポートランドセメント」ノ如キモノ）	百斤
六三九、別號ニ揭ゲザル肥料	從價
六四四、「インディア、ラバー」及「ガタパーチヤ」並其ノ製品	
(乙)全部又ハ一部護謨ニテ作ラレタル短靴及長靴（靴底及靴踵ヲ含ム）	從價
(丙)自轉車及人力車用ノ「タイヤー」及「チユーブ」	百斤
（輸入額）總計	

〔品〕目（…番號）	税率單位	新税率（金單位）	舊税率（金單位）	減少率	天津輸入（一九三六年度）總額（單位元）	自日本（朝鮮及台灣ヲ含ム）（單位元）	自第三國（單位元）	天津輸入（一九三七年自一月至十一月）總額（單位元）	自日本（朝鮮及台灣ヲ含ム）（單位元）	自第三國（單位元）
…ザルモノ …ルモノ …超エザル	毎米 / 〃	〇、〇一八 / 〇、〇二〇	〇、〇二八 / 〇、〇四三	三割六分弱 / 五割四分弱	三、三〇六	三、一〇三	其他 二〇三	一二、四三九	一二、四三九	
…ルモノ …モノ	〃 / 〃	〇、〇一六 / 〇、〇二〇	〇、〇二六 / 〇、〇四三	三割八分強 / 五割四分弱						
…モノ一幅	毎米	〇、〇一九	〇、〇四三	五割六分弱	二九	二九		二六〇	二六〇	
…超エザル	毎米	〇、〇二五	〇、〇五〇	五割	四〇、九二九	三九、五三二	英國 八六八、米國 五二九	七七、四六四	五二、一七三	佛國 二、〇二〇、英國 二〇、和蘭 二三、二五一
…」（無 …ヲ超エザ	毎米 / 〃	〇、〇二五 / 〇、〇三〇	〇、〇三八 / 〇、〇五〇	三割四分強 / 四割	一、二〇九	一、二〇四	其他 五	、八〇〇	、六〇一	英國 一九七、其他 二
…ゴナル …ルオー」 …スステー …ン」ー及 …超エザル	毎米	〇、〇三七	〇、〇六一	三割九分強	二、九二二	二、六一七	獨逸 五二、英國 二〇一、米國 五二	一〇、五五六	一〇、三三五	英國 二一二、其他 九
（幅八十	毎米	〇、〇三五	〇、〇六六	四割七分弱	三、三七二	二、八六一	英國 四五四、其他 五七	三、三二〇	三、二七〇	英國 五〇
…組）幅八	毎米	〇、〇二五	〇、〇五〇	五割	一〇、九七五	一〇、九一八	英國 五七	一七、三八六	一七、三八四	其他 二
…ヲ超エザ …手ヲ超エ …手ヲ超エ	百斤 / 〃 / 〃 / 〃 / 〃	八、三〇 / 八、八〇 / 一一、〇〇 / 一二、〇〇 / 一六、七〇	一一、〇〇 / 一二、〇〇 / 一五、〇〇 / 一七、〇〇 / 一八、〇〇	二割強 / 二割強 / 三割強 / 三割弱 / 一割弱	、一一五	、一一五				
…ツト」地	百斤	一九、〇〇	四一、〇〇	五割弱	一、五六四	一、四六九	米國 六一、英國 三四	、五九六	、三五九	英國 、二三七
	百斤	二、三〇	四、五〇	五割弱	一八四、八三六	一四、二六七	英國 一六六、八七六、關東州 三、六九一、米國 二	三九七、二七六	九、〇五六	英國 三二四、三五七、關東州 六三、八〇四、南阿州 五九
…ン」嚢	百斤	一、二〇	二、三〇	五割弱	五七一、六二〇	二八一、九一五	英領印度 二〇七、八二五、蘭領印度 二〇、七九〇、其他 六一、〇九〇	四五五、〇四八	二三二、七四六	英國及英領印度 一九三、二五九、其他 二九、〇四五
…ヲ含ム）超エザル …超エ四〇 …超エルモ	百斤 / 〃 / 従價	一一〇、〇〇 / 一〇五、〇〇 / 三〇%	二〇〇、〇〇 / 一九〇、〇〇 / 四〇%	四割五分 / 四割四分強 / 二割五分	八〇、四五六	三一、〇六四	英國 四〇、三〇二、其他 九、〇九〇	七六、九八八	一四、八五三	英國 四五、七一八、伊太利 九、七六一、濠洲 四、七三七、其他 一、九一九
	百斤	三一、〇〇	一二〇、〇〇	七割四分強	一〇八、二五八	一〇五、六二三	英國 二三、米國 二、其他 二、六一〇	三九八、七七五	三四七、四三九	伊太利 五一、三三六
…ノモノ）	百斤	〇、六〇	一、一〇	四割四分強	五二四、五四一	三二〇、四七六	獨逸 一二八、八九〇、波蘭 二四、七五二、白耳義 一九、〇二七、ハンガリー 一八、二二〇、英國 八、七八〇、米國 二、八〇五、關東州 一、五九一	四九五、九五九	一七〇、二九三	獨逸 一三二、三七三、白耳義 一二一、五八六、英國 四五、〇一二、佛國 一二、八五〇、ルクセンブルグ 九、六七五、米國 三、八四四、其他 三二六
	百斤	〇、七〇	一、四〇	五割	八九七、二四〇	三六四、六四四	獨逸 四〇三、五八四、英國 七二、五六二、關東州 二三、九三三、白耳義 一九、八五四、米國 六、五七七、ルクセンブルグ 六、〇六八、和蘭 一八	一、四八六、七六一	九四六、〇一六	米國 二一六、八六五、白耳義 一三二、七〇〇、獨逸 九二、〇二九、英國 八五、七二〇、關東州 一〇、五〇九、佛國 二、九二二
	百斤 / 〃	一、五〇 / 一、六〇	二、七〇 / 二、八〇	四割四分強 / 四割三分弱	六二七、〇九六	五八一、九一二	獨逸 二四、八二四、白耳義 一一、九三七、關東州 七、九三〇、英國 四九三	三三三、七八三	三二七、九二八	獨逸 四、〇七七、關東州 六二九、英國 一、一四九
…青銅器、銅 …モノ）	百斤	二五、〇〇	五〇、〇〇	五割	二九、〇一二	一五、五四二	英國 九、〇二四、獨逸 三、八一三、米國 五八一、瑞西 五二	二一、九三五	一一、七三二	英國 三、〇八〇、獨逸 二、八七七、チエコスロバキア 二、七五九、米國 一、四八七
	従價	免税	七五%		、三四六	八四	米國 一七六、獨逸 八六	、三九一	、一五八	米國 、二三三
	従價	一五%	千本 〇、一〇		三四、二九六	五、〇二六	獨逸 二九、二二二、英國 四八	六七、三九三	二八、六二七	獨逸 三八、七〇五、英國 三六、佛國 二五
…接容器共）	百斤 / 〃 / 従價	二六、〇〇 / 一〇、一五 / 二〇%	四二、〇〇 / 一八、〇〇 / 三〇%	三割八分強 / 四割四分弱 / 三割三分強	五、九二六 / 一三七、七八八	五、九二六 / 四一、三三三	米國 四五、五一六、カナダ 一七、三〇三、其他 三三、六三六	五 / 七〇、二一八	二〇、九三二	香港 五 / 米國 二六、六四八、其他 二二、六三八
	百斤 / 〃 / 〃	二四、五〇 / 一七、〇〇 / 七、五〇	四三、〇〇 / 三〇、〇〇 / 一七、〇〇	四割三分強 / 四割三分強 / 五割六分弱	一五七、一九三	一五七、一三九	香港 五四	六六、五九九	六六、五〇〇	香港 九七、其他 二
	百斤	一六、〇〇	四〇、〇〇	六割	三、二八六	三、二六六	香港 二〇	八、五二〇	八、五二〇	
	百斤	一、八五	三、六〇	五割弱	、五四七	六八	佛國 二七一、米國 二〇六、關東州 二	、七五七	、五九七	佛國 一一一、關東州 二三、其他 二六
	百斤	八、〇〇	一四、〇〇	四割二分強	六六、八四四	六六、二四五	香港 四四一、其他 一五八	一三、二〇一	一二、九六三	香港 一五四、關東州 六八、其他 一六
…）	百斤	四、〇〇	八、八〇	五割四分強	二、一九六	二、〇五二	關東州 七二、英國 四七	、七八四	、七二五	關東州 三四、其他 二五

| | | |

品目（見出し、上部切斷）	單位	從來稅率	改正稅率	增率	數額（一）	數額（二）	主ナル仕出國（一）	數額（三）	數額（四）	主ナル仕出國（二）
…度ヲ超	〃	四、〇〇	六、八〇	四割一分強	[illegible]					
…度ヲ超	〃	四、〇〇	六、九五	四割二分強	五〇	五〇		三六	三六	
…度ヲ超エ	〃	四、〇〇	七、一〇	四割三分強						
…二度ヲ超	〃	四、〇〇	七、二五	四割四分強						
…度ヲ超	〃	四、〇〇	七、四〇	四割五分						
…度ヲ超	〃	四、〇〇	七、六〇	四割六分強						
…五度ヲ超	〃	四、五〇	七、八〇	四割二分強						
…六度ヲ超	〃	四、五〇	八、一〇	四割四分強						
…七度ヲ超	〃	四、五〇	八、四〇	四割六分強						
…八度ヲ超	〃	四、五〇	八、八〇	四割九分弱						
…	〃	四、五〇	九、六〇	五割三分強	一三、一五八	一四、三七四	香港 六三、九八六 蘭東印 四三、一六二 關東州 五七 英國 二	三八六、八二五	一〇九、一四九	蘭印 二〇七、一八一 香港 七〇、三九〇 英國 一一五
…ノ	百斤	一〇、〇〇	二〇、〇〇	五割	四八、六八三	八、七四六	獨逸 一二、九九七 和蘭 一六、四二六 米國 八、五二五 英國 一、四六七 關東州 四二〇 香港 一〇二	三三、六八一	八五三	獨逸 一六、七九二 米國 一二、七三七 和蘭 一、八四六 英國 一、四五三
	百斤	九、〇〇	一五、〇〇	四割	五六五	五六五		一一、八一八	一一、八一八	
	百斤	〇、五〇	一、二〇	五割七分強	一、三三七、三五七	七〇、四一五	獨逸 八一五、〇四六 カナダ 二二八、五四五 英國 二〇一、六一二 米國 九、九八二 關東州 一一、七五七	一、二四〇、〇一三	九四、一三八	獨逸 六六三、二六五 英國 三五六、七四四 白耳義 一〇〇、二四〇 和蘭 二五、八五七 其他 二一九
	百斤	一、五〇	三、一〇	五割一分強	五六、二七六	五六、二七六		九、六九一	九、六九一	
	從價	免稅	一〇%		七七三、八一七	一七九、一九三	獨逸 四〇七、〇八五 和蘭 七六、五〇八 米國 三四、九九二 英國 三一、〇三七 佛國 二七、五八六 其他 一七、四一六	六八三、二七四	一一五、一六七	獨逸 四一五、七二七 和蘭 五一、六七三 英國 三二、二五二 瑞西 二二、四五五 佛國 二一、七六六 米國 一八、三九四 其他 五、八四〇
ン」「醸 ヲ含ム） 三立又ハ	毎箱 十立	一、六〇 〇、四〇	二、一〇 〇、五三	二割四分弱 二割五分弱	一、三九七、三〇一	一、二二三	蘭印 一、一八九、〇八七 米國 二〇六、九九一	一、四八八、三五二	三、七九二	蘭印 一、二二二、七〇七 米國 二六一、八五三
ヲ比重、 含ム） 一八、 入）	毎箱 十立	一、五五 〇、三八	一、八〇 〇、四五	一分強 二分弱	六、八四二、一六〇	一三五、九〇一	蘭印 五、五五四、一六九 米國 八三五、四八四 ロシア歐洲港 三一六、五八八 英國 一八	三、八八八、〇七七	八、八八六	蘭印 三、一五九、三七二 米國 六九三、〇九二 關東州 二六、七二七
ト、バル ンダー」 ノ サイズ」 着色モノ 搾」以外	百斤	一、六〇	二、六〇	二割弱	一、二二八、九八六	四八六、九三五	カナダ 二九九、九七二 獨逸 二六一、四一〇 其他 一八〇、六六九	二、一五八、八五六	四一一、一一九	獨逸 七一七、〇三九 諾威 三〇五、四九三 瑞典 二七二、八九五 英國 一二七、五六八 濠洲 一一一、一八一 其他 二一三、五六一
又ハ艶附 賣目ナキ 以テ 以防 夫レ ハ	百斤	三、〇〇	五、〇〇	四割	一六〇、四二八	一〇七、七五七	獨逸 三二、三九九 瑞典 一〇、八八九 和蘭 二、五三一 芬蘭 二、四一六 其他 四、四三六	一七八、四八九	四〇、三四三	瑞典 一〇〇、六九九 獨逸 一一、一三三 芬蘭 一三、八六一 伊太利 九、四四〇 其他 三、〇一三
ルモノ又 モノ、簀 ザル ラ ム） 」ヲ含マ	百斤 〃	三、一〇 二、七〇	六、六〇 六、〇〇	五割三分強 五割五分	三六五、一七六	一二〇、六五七	米國 一〇二、八六二 英國 一一、六五〇 諾威 四八、八三〇 濠洲 六二、二六三 其他 一八、九一四			
ノ	毎立方米	一、〇〇	二、〇〇	五割	一、一八〇、三四六	四六六、八一四	米國 三一七、四六五 カナダ 八〇、五四四 關東州 二六、八三三 其他 二八八、六六一	六九六、〇八二	三七二、七六六	カナダ 一六八、八一五 關東州 一三、四九五 米國 五、四四〇 其他 一三五、五六二
挽以上ニ 析材ヲ含	毎立方米	一、九〇	四、〇〇	四割三分弱	一、三二〇、七四八	五一、九〇一	カナダ 六八一、七五六 米國 四三五、七一二 關東州 三、六〇七 其他 一三七、七七二	七三九、七九一	一三三、七〇〇	カナダ 三二六、〇七五 米國 一八二、三七一 關東州 一、六〇〇 其他 九六、〇四五
	從價	一〇%	二〇%	五割	二九、六四四	二、二八三	米國 一、〇四〇 關東州 四七七 其他 二五、八四五	二七、五一二	八四	米國 三、三五六 香港 四〇五 英領北ボルネオ 九九 關東州 五九 其他 二三、五〇九
ヲ含マズ）	從價	二五%	五〇%	五割	二〇一、八六五	一九六、七一〇	獨逸 一、八六七 英國 一、五九三 米國 一、三五六 其他 三三九	二三五、七八三	二三一、〇三五	英國 一、七一五 ロシア太平洋港 一、一三〇 獨逸 八五四 米國 六七八 其他 三七一
ンドセメ	百斤	〇、四〇	〇、八三	五割二分弱	一九、二八九	一九、二八九		一〇、二八三	八、七八三	關東州 一、二九〇 佛國 二一〇
	從價	五%	一〇%	五割						
タバーチ レタル短 ム） ヤー」及	從價 百斤	二〇% 二五、〇〇	三〇% 三八、〇〇	三割三分強 三割四分強	二三三、四三九	二二六、七一六	關東州 五、五五三 英國 七七五 米國 二七一 其他 一二二	三三、九〇〇 二、三四一	三〇、二九八 二、三四一	米國 二、一五六 英國 一、二七二 獨逸 一七四
計					二〇、九五四、四一二元	五、六一〇、七〇六元	一五、三四三、七〇六元	一七、一六三、六三一元	四、八四五、六一三元	一二、三一八、〇一八元

| | | |

品目（頭記番號、稅率番號）	位單率稅	新稅率
豚二、毛	從價	
雜四五、皮	從價	
綿一〇八、實	從價	
至一一一、仁	從價	
綿一七四、花	百瓩	百
綿（飛綿ヲ含ム） 綿一七五、	百瓩	
山羊一七六、毛（メリー）	從價	
麻（ニンブ） 大一七七、	百瓩	
麻（デユート） 黃一七八、	百瓩	
ラミー一七九、	百瓩	
駱駝七、毛 一八	從價	
山羊一八八、毛（ウール）	從價	
綿一八九、毛	從價	
利一九〇、絹ダブル紡績纖維	從價	
寶二一四、石	從價	
丙號及乙號ニ該當セサル織物及並ニ織物製品（石キモノ又ハ骨ノモノヲ除ク） 二三〇、	從價	
（總出）總計		

◎備考　本表は天津海關月報に依る。

	税率單位	新税率（金單位）	舊税率（金單位）	減少率	天津輸出額（一九三六年度）總額（單位元）	日本向（朝鮮及台灣ヲ含ム）（單位元）	第三國向（單位元）	天津輸出額（一九三七年自一月至十一月）總額（單位元）	日本向（朝鮮及台灣ヲ含ム）（單位元）	第三國向（單位元）
	從價	二、五%	七、五%	六割七分弱	七、四三三、二三三	一〇、九一七	米國 六、一九二、七六三 英國 七四六、五四五 獨國 二〇四、二六八 白耳義 六三、一四五 濠州 六一、四二九 佛國 四五、七八六 丁抹 四一、二二八 瑞典 二四、三二八 新西蘭 一八、五〇〇 ブラジル 一一、六一七 其他 一二、七〇七	七、九九五、七五二	六、一六〇	米國 五、六六二、六六九 獨逸 一、〇三九、七六五 英國 七二四、九四一 濠州 二五九、〇三五 瑞典 一〇〇、五五三 佛國 七九、二三五 新西蘭 五三、六九四 伊太利 二一、五二五 白耳義 一八、八〇四 ブラジル 一七、〇六四 丁抹 一一、〇〇五 芬蘭 一、三〇二
	從價	二、五%	七、五%	六割七分弱	九八一、七三一	九八一、一六〇	關東州 五三三 香港 三八	三七七、八九〇	三七七、八九〇	
	從價	無税	七、五%		一、五二八、四八九	一、五二八、四八九		一、七七九、九七八	一、七七九、九七八	
	從價	無税	七、五%		一六五、五七	四、九一六	香港 七、三二八 關東州 四、三一三	三八、〇九五	五、五〇六	香港 二二、三七三 關東州 一〇、二一六
	百斤	暫時免税	三、一〇		三二、二七五、四二〇	一六、〇七八、〇二三	米國 五、〇〇九、四三〇 獨逸 一〇、一六九、八六七 關東州 四一二、六四七 濠州 二三五、八五六 佛國 一四三、七〇一 英國 八八、一一六 其他 一三七、七八〇	二二、八四六、三八八	一四、四〇四、九二〇	米國 五、八六七、六〇四 獨逸 一、六〇三、七六二 關東州 二七六、五九六 佛國 一八九、三三〇 白耳義 一三六、一三六 波蘭 一一一、〇二九 濠州 八八、六七三 英國 四一、一五四 瑞典 三三、九一〇 其他 九三、二七四
	百斤	〇、三七	〇、七四	五割	二四三、四五三	二〇三、五三六	米國 一七、四一〇 獨逸 九、三七一 新西蘭 七、〇七〇 關東州 二、五一八 英國 二、〇二五 佛國 一、五二三	一〇三、九九五	五〇、一八〇	新西蘭 一四、四二五 關東州 一〇、八八八 米國 九、八一六 獨逸 五、七九四 英國 五、七二五 白耳義 七、一六七
	從價	二、五%	五%	五割	九四四、五六〇	七四、九五三	新西蘭 二五四、〇八八 米國 二一八、四四〇 英國 一九〇、〇八六 獨逸 一八六、二一〇 佛國 一〇、三五三 白耳義 八、四九五 佛領印度 一、九三五	一、七九四、一一二	一一、一八七	獨逸 九六八、二〇〇 米國 二九九、五六八 新西蘭 二〇七、一四六 英國 一四八、三二一 白耳義 一四七、四〇七 其他 一二、二八三
	百斤	一、七五	三、五〇	五割	二、一七九、六四五	一九、九五五	白耳義 九六三、一九一 英國 四一五、四五〇 佛國 二四七、二二六 獨逸 二〇〇、二〇二 丁抹 一一六、〇六八 新西蘭 八三、一三四 米國 六三、〇八七 濠州 三二、二六一 其他 三九、〇七一	一、一八五、九四三	七、七二四	白耳義 五八二、九五八 獨逸 一六二、六一四 丁抹 一五〇、〇六五 英國 一四四、一三四 佛國 九二、六一八 新西蘭 一〇、一六三 諾威 一〇、〇五六 瑞典 一〇、一六五 其他 一五、四四六
	百斤	〇、九五	一、九〇	五割	一、一八四、九一四	一、〇二〇、四二三	關東州 七〇、八一二 獨逸 四九、五三三 佛國 二一、七五四 英國 一五、四五四 其他 六、九三八	六八一、〇二四	四三八、八一〇	獨逸 一九六、〇二四 英國 二九、一七八 其他 一七、〇一二
	百斤	一、四五	二、九〇	五割				一〇、三三五	一〇、一二〇	關東州 二一五
	從價	二、五%	五%	五割	一、五二三、三九一	一七、六五三	英國 九六一、四四〇 米國 四三九、六六七 獨逸 一〇一、八九八 其他 二、七三三	一、八六三、八五四	一、一〇三	英國 一、二二七、三三二 米國 三五六、八二四 獨逸 二五六、五〇四 新西蘭 二二、〇六四 其他 二七
	從價	二、五%	五%	五割	二、〇三一、三二三	一、五七三、九七五	英國 二六四、〇四〇 米國 六六、七三二 獨逸 六〇、九九一 新西蘭 三二、四四五 白耳義 三〇、七一五 伊太利 二、四二五	八九七、六二一	三四七、六七七	英國 二三八、五四九 獨逸 一九三、一一二 米國 四五、二九六 佛國 四二、九二二 白耳義 二二、一二三 新西蘭 七、九四二
	從價	二、五%	五%	五割	一三、九四六、七七五	四一、〇六六	米國 九、二七八、四六七 獨逸 四、二九一、六八五 英國 一三四、六二三 新西蘭 一三〇、七二〇 佛國 五七、四三〇 其他 一二、七八四	一五、七一四、二二三	六〇、六三四	米國 一〇、五七一、一四一 獨逸 四、九〇四、五六五 佛國 七四、三八〇 新西蘭 六二、九二八 英國 四〇、五七五
	從價	二、五%	七、五%	六割七分弱	二一、三〇〇	一九〇	英國 一一、一四八 白耳義 四、四四九 新西蘭 四、一九九 佛國 九九六 關東州 一八〇 其他 一三八	四、七八〇		白耳義 二、九四九 英國 一、六三六 關東州 一九五
	從價	暫時免税	七、五%		一、四〇六	一、二八四	關東州 六六 英國 五六	八六五	七五	關東州 七九〇
	從價	暫時免税	七、五%							
計					六四、三一二、一九七	二一、五五六、五四〇	四二、七五五、六五七	五五、二九四、八五五	一七、五〇一、九六四	三七、七九二、八九一

報に依る。

單位、國幣元（輸入品の單位は一海關金單位を二、二六元として計算し、元未滿は四捨五入す）

一時盛況であつた冀東輸入貿易も臨時政府成立さるゝや直に冀東政府の合流となり從つて全貿易の解消となり其の跡を絶つたが事變前後に於ては其の使命が充分に達せられたものと云へやふ。

日本の爲替管理強化が北支貿易に與へた影響も甚大である。此が緩和方は各方面より希望され棉花及黄麻等に於ては或程度迄の緩和を見たるも北支の土産品中には對日輸出品多く小羊絨毛、棉實、麩、革粉及廢骨雜發、馬皮、棉實油等に就ても爲替管理緩和方が望ましいのであつて、農民の購買力增加、の上からも農産改良增產の上からも吃緊なことであらう。

時變勃發後の混亂、そして沈靜より躍動へと三段飛びの經過を經つゝあつた北支の貿易商は、山東省の韓復榘の採れる方針の爲再び大打擊を蒙むるに至つた。勿論青島は早期に於て日本居留民の引揚げが行はれて居り貿易は杜絶して居たと云つてよいのであつたが、青島に行はれた支那軍の徹底的日本資本投下の產業機構の破壞は完全に迄實行されたのであつた。此が復興の爲めの貿易は或程度行はれ得るであらうが、青島港本來の貿易狀態を取戻すのに幾年を要するであらうか、支那事變の齎らせる大きな犧牲ではあつた。

日本海軍陸戰隊が青島に上陸し敵を一掃して漸く山東省も我皇軍の支配下に入り其後着々復舊工作が續けられてゐるが貿易面を正常に返す爲には尙相當の日數を必要としやう。

之を要するに北支の貿易は今次事變に依つて甚大なる打擊を受けたのであつて此が恢復は以下に叙述する今事變にあつて打擊或は破壞された各項の整備が進捗するに正比例して現はれ來るものと思はれるが、原狀恢復より將來の大飛躍へと輝かしい前途を有する北支の貿易は日滿支ブロック經濟の立場より充分萬全の策を立つる可きでさればこそ、第二次關稅率の改正が要求されるのであることは銘記すべきであらう。

第三章　支那事變の北支金融界に與へたる影響と其の動向

中國聯合準備銀行の設立

北支金融界の動向は天津の金融界に就きて見れば其の大體を知り得るものである。それ程天津の此方面に占める地位は强大である。

天津に事變が波及するや各國の銀行及支那側銀行は休業狀態となり支那街にある分店、及辦事處も一齊に閉業した。そして南京直系銀行の例に做つてモラトリヤムを布き預金拂戻の制限及貸出しの停止をなした事は既述の通りである。爾來北支の金融界は銀行、銀號等が豐付金の未回收及び豪雨事變の不振、等て大打擊を受け農村融資を行ひ來つた銀行の被害は相當甚大で貸附の回收率は高々二、三割を出でない模樣である。

斯くて事變は漸次進捗し、民生に最も深い關係を有する通貨金融の問題の新政府による收拾が要求され日、滿、支ブロック經濟の見地より圓、元パーによる貨幣制度の確立への歩みを續けデリゲートな爲替關係を見せつゝあつたが、遂に當局の努力は幣制統一を成就した今や多年に亘つて復雜多岐を極めた北支の幣制は去る三月十日成立した中國聯合準備銀行に集中統一され、全銀行は新政府下の中央銀行として圓、元パーのリンクを完成した。全銀行は三月十日の開業に立先つて經濟攪亂行爲取締と舊通貨整理辦法を公布した。

政府聲明書

中國聯合準備銀行は愈々十日を以て開業し唯一の國幣たる紙幣を發行し舊通貨は一定期間內に之を回收することとなり之がため政府は舊通貨整理辦法を公布したり、惟ふに事變以來金融機關は克く幾多の異常なる困難に處し之を克服し財界安定の爲に善處し來れるは敬服に堪へざるところなり、然れども事變による中國經濟の打擊は眞に深刻なるものあるに鑑み政府は深き省察を廻らし先づ總ての經濟活動の基礎たるべき通貨、金融の制度を確立するために中國聯合準備銀行をして健全なる通貨を供給せしめ複雜なる通貨狀態を解消して速かにこれを統一するの必要を認めたり、又金融の統制系統の錯綜せる現狀は徒らに不安又は混亂を生ずる嫌れあり放置することを許さず、豫めこれが秩序を調整し如何なる事態にも即應し以て民衆の生活を保全し得るの方策を確立せんとす、而して從來疏通したる各紙幣は夫々一定期間を限り流通を認むるもその價値は經濟生活に急激なる變動を及ぼさざる意圖に基き國幣に對し當分の間等價とするものなり、又國幣の對外價値は現在の環境に鑑み日本通貨と等價ならしむるを以て適當と認む、これ國幣安定の方策にして正に經濟復興の基礎なり而して政府は之を堅持する方針なりかくして政府は中國聯合準備銀行の健全なる發展及び國幣の普及により中國經濟の更生伸張の素地を確立せんとするものなりと雖も抑も金融、通貨の事たる民間の協力に俟つべきもの甚だ多きに鑑み民衆は各金融機關と共に克く政府の方針に則りこれに協力すべきなり、苟くも政府の方針に反し財界の安寧秩序を擾亂する者あらば法により嚴重に處斷すべし、更に又國民に告げ置むべき一事あり、中國聯合準備銀行は日本銀行團と一億圓のクレヂットを商定しその契約を成立せり、之れ即ち友邦帝國の授助により成るものにして銀行の基礎は更に强固となれり、之本政府の最も感謝する所なり

舊通貨整理辦法

第一條　中國聯合準備銀行の發行する貨幣は國幣として總ての支拂は之によるものとす、但し從來流通せし各紙幣については本辦法により流通を認めるものとなす

第二條　從來流通したる中國銀行及び交通銀行發行の紙幣（券面に天津、青島又は山東の明記あるもの）河北省銀行及び冀東銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より滿一年間を限り流通することを得、前項に掲ぐる紙幣は國幣に對し當分の間國幣一圓につき一圓の割合を以て流通するものとす

第三條　從來流通したる中央銀行發行の紙幣並に前條に明記の地域外の中國銀行及び交通銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より三ケ月を限り流通することを得前項に掲ぐる紙幣は國幣に對し當分の間國幣一圓につき一圓の割合を以て流通するものとす

第四條　從來流通したる紙幣にして第二條及第三條に掲げざるものについては前條に準じ取扱ひ三ケ月を限り流通せしむ、但し山東民生銀行發行の庫券及び山西省銀行、晉綏地方鐵路銀行、綏西墾業銀號及び晉北鹽業銀號發行の紙幣は別に規定するところによるものとす

第五條　一圓未滿の少額紙幣及び硬貨については別に之を定むるものとす

第六條　第二條、第三條及び第四條本支の紙幣の發行銀行は政府の命ずるところによりその發行紙幣を回收すべし

第七條　公租公課その他政府に對する一切の支拂は國幣を以てなすものとす、但し當分の間政府は本條を適用すべき支拂の種目及收納官廳を指定するものとす

附則　本辦法は公布の日より之を施行す

經濟擾亂行爲に關する取締辦法

財界の安寧秩序を維持するため之を擾亂する行爲は本辦法により取締るものとす、左に該當する行爲をなすものは嚴きに從つて處斷す

(一) 政府の許可なくして現銀の搬出をなす行爲

(二) 投機を目的として紙幣又は爲替の賣買をなす行爲

(三) 金融上の事項に關し謠言を放つ行爲

(四) その他財界の擾亂を目的とする行爲にして確證あるもの

本法は公布の日より之を施行す

中國聯合準備銀行の資本金は五千萬元で二分の一拂込て臨時政府、と京津支那側銀行の折半出資てある。全銀行發券の保證準備金は天津に約四千萬元、北京に約一千百五十萬元あると云ふ。當行の業務は次の條令によつて明白てあらう。

中國聯合準備銀行條令

(一九三八年二月六日附公布七日發表)

第一章 總 則

第一條 中國聯合準備銀行は通貨の安定、金融の統制を以て目的となす

第二條 中國聯合準備銀行は政府の命令により股份有限會社(株式會社)の組織を以て之を成立す

第三條 中國聯合準備銀行は總行を北京に設立し分行を國內主要各地に設け、其他の銀行と代理契約をなすことを得

第四條 政府は中國聯合準備銀行を監督するため、必要なる命令を發する事を得

第五條 中國聯合準備銀行は三十年を以て營業期限となし、滿期の時は政府に之が延長の許可を申請する事を得

第二章 資 本

第六條 中國聯合準備銀行の株式資本總額は五千萬元とし、五十萬株に分つ。每株を百元とし、第一次拂込は資本額の二分の一とし未拂込株金の拂込期日は董事會議にをいて之を定む

第七條 中國聯合準備銀行株式資本は政府に於て二十五萬株を引受け殘餘の二十五萬株は中國法人の銀行に於て之を分擔引受く

第八條 中國聯合準備銀行の株券は記名式とし政府の許可を經るに非れば讓渡するを得ず

第三章 特權及び業務

第九條 政府は中國聯合準備銀行に對し、貨幣の鑄造及び發行の特權を賦與す

第十條 中國聯合準備銀行發行の貨幣は公私一率に通用す

第十一條 中國聯合準備銀行發行の貨幣の種類を左の如く規定す

但し硬貨は紙幣を以て之に換へるを得

紙　幣(百元、十元、五元、一元)

硬　貨(五角　二角、五分、一分、五厘)

第十二條 中國聯合準備銀行は、發行する紙幣額の百分の四十以上に相當する金額の正金銀、外國通貨或は外國通貨の預金を保有し、且つ發行額の百分の六十以下に相當する金額の公債及政府發行、或は政府保證の手形及び證券或は商業手形及び其他確實なる證券或は貸出金を保有すべし

第十三條 政府は中國聯合準備銀行をして一般金融機關の監督及ぶ其他金融事項に對し行ふべき權限の一部を行使せしむることを得

第十四條 中國聯合準備銀行の業務規定左の如し

(一) 政府發行の手形及び證券或は政府保證の證券の割引

（二）　商業手形の割引
（三）　確實なる證券債券或は商品擔保の割引或は貸付
（四）　諸預金及び當座貸越
（五）　正金銀、外國通貨の買入
（六）　平　常　取　引
（七）　金銀その他貴重物品の保管
（八）　諸　預　金
（九）　爲　　替

第十五條　中國聯合準備銀行は公債、證券及び、その他確實なる有價證券の引受或は買入をなす事を得
第十六條　中國聯合準備銀行は政府の規定により公債及國庫に關する事務を經理する事を得

第四章　組　織

第十七條　中國聯合準備銀行に總裁一名、副總裁一名、董事八名、監事四名を設く
第十八條　總裁、副總裁の任期は四年とし、何れも政府之を任命す
第十九條　董事の任期を三年とし、株主總會により選任し、政府の認可を申請す
　董事の半數は株主銀行の代表人たるを要す
　常務董事二名を設け總裁之を指定す
第二十條　以下第二十八條迄（略）
第二十九條　中國聯合準備銀行に顧問一名を設く、顧問は重要なる業務に關し、豫め總裁の諮詢を受ける事を得、行務に對しても亦隨時總裁に向つて建議することを得。且つ董事會に出座意見を開陳する事を得

第五章　株　主　總　會（略）

第六章　決　　算

第三十四條　中國聯合準備銀行は毎年六月三十日及び十二月卅一日をもつて決算期とす
第三十五條　中國聯合準備銀行は利益分配期毎に純益の百分の二十を積立金とし、總額資本總額に到達する時を以て止む、積立金の總額資本に達したる時前項の積立金の積立額を純益の百分の一以上に改めることを得
第三十六條　株主に分配さるべき配當金額は一年拂込株式資本の百分の十以上を超過したる時、該超過分の二分の一は政府に奉納す

附　　則

第三十七條　本條令は公布の日より施行す
第三十八條　政府は中國聯合準備銀行設立委員を任命し、中國聯合準備銀行設立の一切の事務を管掌せしむ
第三十九條　設立委員は本條令の趣旨に依り章程を制定し、政府の許可を申請すべし
第四十條　前條の許可を經たる後、株券の分配株式資本の徴收及び第一次成立總會の召集等を速かに辦理すべし
第四十一條　前條の手續完了の時、設立委員會は辦理情況を政府に報告、設立登記を申請すべし。前項の登記を經たる後中國聯合準備銀行は即ち成立を告ぐる事とす

　尙當行は日本の爲替銀行十五行から一億圓のクレヂットが設定されてゐる。
　かくて中國聯合準備銀行の成立は事變以後の逼迫せる金融を緩和し商業、貿易及び投資を容易ならしめ前途を益々期待させるものがある。將來、中華民國臨時政府が支那中央政府としての成長を約束さる・如く、此の銀行も其に附隨して支那唯一の中央銀行となるものであらう。

第四章　支那事變の北支工業に與へたる影響及其動向

事變前滿鐵調査による北支工業概覽では北支の工業に付き四百十九工場を記載し其の總資本額を五億六百萬元としてゐる。之を表記すると次の如くになる。

所在地	工場數	資本金（千元）	合計に對する割合（%）
青島	一五	三三二、九〇〇	七三・一
天津	一九	九一、九〇〇	二〇・二
北京	二	六、〇〇〇	一・三
濟南	三	五、三〇〇	一・二
芝罘	一	二、〇〇〇	〇・四
太原、楡次、新絳	五	一三、三四〇	二・九
唐山、石家莊	二	四、二八七	〇・九
合計	四七	四五五、七二七	一〇〇・〇
工場總數	四一九	五〇九、七二八	—

備考　資本金五萬元以上四七工場を計上す

前表により明瞭である通り北支の工業の九三%三は青島及天津に集中して居るのである。天津の各工場は事變勃發するや、一部小工場以外殆んど全部休業した。それでも天津の戰禍は少なくて直接被害を受けたのは公大紡、東亞毛呢紡績有限公司、新成機器製紙廠、山海關汽水有限公司等が部分的に僅少の損害を被つたに止まつた。

此故に天津工場の被害はかゝる直接兵火によるものではなくて製品販賣の停頓と原料仕入困難からの間接的なものであつた。間接的とは云へ此が響影は甚大であつて大小工場約二百工場中現在に於ても操業成績は約五十%と見て差支あるまい。

天津よりも青島の工場が受けた被害は直接的なもので支那軍によつて徹底的に破壞されたのであるから主として紡績工場及び其他の工場合計約三億圓の設備が灰燼に歸したのである。特に日本側紡績が青島で受けたものは大きく、之に次いで膠濟鐵路及淄川博山地方の鑛業權益がある。紡績のみでも約二億圓に達するものと見られてゐる。山東省で破壞又は掠奪を受けた邦人工場は次の如し。

同興紡績、富士紡績、公大紡績、日清紡績、內外紡績、國光紡績、上海紡績、大日本紡績、豐田紡績、山東倉庫會社、大日本麥酒工場金水商會釀造工場、青島益豐火柴工廠、青島山東火柴工廠、日華蠶糸工場（以上青島）

灘縣煙草工場　張店、博山、周村、日華蠶糸工場、濟南、三菱棉花プレス工場、滿洲製粉工場、等

天津の各工場は爾來戰線の南下と共に生氣を取戻し着々恢復の步調にあり、事變後更に邦資の投下さるゝもの多く其額は一億三千萬圓に達せんとしてゐる。即ち既設工場の恢復のみならず新北支に着目した新規事業への投資が旺んになりつゝある。紡績方面は、雙喜及び上海紡建設中であり敷地決定のものに吳羽、岸和田、大日本紡、富士、倉敷、內外綿、錦華がある。滿蒙毛織も北京製絨廠の經營のみならず天津工場も建設中、中山製鋼所も漸く操業開始せんとし、其他事變前後に新らしく進出し來れるものを列記すると次の各工場がある

東洋製紙工場	（事變前進出、近く竣工）
大日本セルロイド工場	（建設中）
天津電業公司	（事變前計劃本年五月竣工）
進和商會鐵工所	（敷地決定）
豐田自動車修繕工場	（既設）
秋田商會製材廠	（既設）
天津棉實油製造廠	（既設）
天津鑄鐵工廠	（既設）
中日公司製鐵廠	（既設）
三池染料工場	（敷地決定）
維新化學工場	（建設中）
正華洋行搾油工場	（建設中）
大二製材廠	（事變前竣工）
三吉製粉工場	（華人經營の嘉瑞麵粉工廠を買收、本年四月運轉開始）

破壊された青島は邦人紡績を筆頭に再建設の歩を進めつゝあるが、傳へる所によると此が恢復には、同業者側と商工、大藏兩當局者との間に折衝の結果次の大綱を決定したと云ふ。

一、復興設備は內地休錘機を以てこれに充て新規注文を認めない、但し既に發註濟みのものは認める。

二、所要資金は或る可く自己資金によるが已を得ないものに對しては增資拂込によることも認め資金調達に手心を加へる。

三、建築物は國際收支に惡影響を及ぼす可き鐵筋コンクリート造りを禁じ煉瓦造り又は木造とする。

四、復舊設備錘數の割當は業者に一任する。

以上の外、山西省、山東省方面の工場は最近に至り日本資本の委託經營となり、河北省內の工場も邦人の買收するものあり戰後經營への日本資本の流入は凡ゆる形狀に於て示現されつゝある、傳へらるゝものを列記すると次の如し。

山西省內の部

委託經營工場

日本資本
王子製紙　晉恒、晉同二製紙廠、西北實業公司製紙廠
東洋紡績　晉華公司工場
鐘紡　大益留、瀛裕二紡績公司、成生紡績、益紡織染工廠、西北實業公司毛織廠
日本製粉　晉豐麵粉公司、晉省電燈公司麵粉廠、西北實業公司電化廠、同化學工廠
大倉組　保晉纖廠、西北實業公司練綱廠
中華マッチ　西北實業公司火柴廠
淺野セメント　西北實業公司洋灰廠
南鮮合同電氣　大谷及陽泉の電氣業
日本化學　省內各地の化學工業及火藥製造業
興中公司　太原其他電氣事業及炭坑業
滿鐵　太原附近の石炭業

山東省の部（濟南）

各一工場宛

東洋紡、鐘紡、豐田紡
日清製粉　支那側と合併
三井　交涉中
興中公司　華豐、華寶炭坑
河北汽車公司　山東省內も經營
河北電政總局　交通部管理の電報局を接收
三菱　水道の委託經營

以上各工場其他の經營の中、鐵及び石炭並に電力及び交通に關する經營は將來いづれも北支開發會社の傘下に入るものであらう。

第五章　支那事變の北支鑛業に與へたる影響及其動向

北支經濟開發の根源を形成する鑛業資源の諸設備は今次事變に依つて相當の被害を受けた。北支五省中特に甚大の損失を蒙つたのは山東省內に存在する日本の鑛業權益であつた。山東省內に於ける日本權益の中核をなすは紡績及鑛業利權である事は周知の通りであるが、支那軍は敗戰の逃げ際に於て徹底的に此等を破壞し去つたのである。

東和公司の博東炭坑、魯大公司の淄川炭坑、旭華鑛業公司の章邱炭坑、大倉組の南定炭坑の全部が殆ど全滅したのである。

其の中でも博東炭坑の被害は最大であつて年產百九十萬噸を採堀しつゝあつたと云はれる此の炭坑は工場、寄宿舍、其他驛附近の建物

が片影を殘さぬ程度に破壞された。其他の各坑も大同小異の被害で其損失は大約二千八百萬圓程度と見られる。

斯く甚大な影響を受けた北支の鑛業界は今や支那軍の追放と共に俄然其の出產增加の爲への新設備と新技術の注入によつて勢づいて來た。即ち石炭の增產計劃は興中公司、滿鐵を主流として四個年開發の方針にあると聞く。それは蒙疆委員會と共同の下に大同炭田の積極的採掘による年產量の增大、（現在は約七十萬噸）と京綏線輸送能力の增强、開灤炭の積極的利用、井陘、正豐、臨城、六河溝各炭坑の開發利用博山、淄川炭田の修理復舊等であらう。開灤、井陘、正豐、柳江、門頭溝、臨城（以上河北省）、大同、平定（以上山西省）、淄川、南定、坊子、章邱、博山、中興（以上山東省）の全生產能力は事變前の出炭狀況に依れば大體三百萬噸と概算されて居るが、一方日本の石炭增產五個年計劃の最終年度たる昭和十六年に於ける日本內地石炭需要量は七千五百萬噸と推定せられ居り、之に對し日本內地出炭高は移入を包含して約六千萬噸と概算せらるゝが故に、結局壹千五百萬噸の輸入を必要とする次第にて、其中滿洲國より早新炭田の出炭高四百萬噸北支より壹千壹百萬噸の補給を受くる必要ありと謂はれて居る、從て北支炭礦開發計劃も右の日本內地補給量と、地場消費及び中支移出量と、將來石炭液化に充當せらるべき數量とを考慮して、大體北支出炭總量年三千萬噸を目標として進行する筈と傳へられてゐる。猶ほ開灤、中興、博山、井陘、正豐、六河溝などの諸炭はコークス用粘結性炭であり、これらは先づ日滿北支ブロック內の製鐵用コークス炭に振り當つべきものと謂はれてゐる。

次には日本にとつて最も重要性を痛感される鋼鐵オウタルキーへの進展たる北支鐵鑛の開發であつて、北京の石景山製鐵所（二百五十噸一基）及び陽泉の保晋製鐵廠（二十噸一基）をして全能力を發揮せしめ（合計年產額約十五萬噸）此が經營には日鐵が主として當り興中公司、大倉鑛業の助力を得る方針と聞く。けれど此は差當つての問題で鋼鐵自給の立物からは日鐵の方針にもありと聞く、鑛石利用時代、製銑時代、製鋼時代と區分して行くのが當を得たものと云はれてゐる。現地案としては龍烟、金嶺鎭等の鐵鑛採堀增加と共に製鐵部門に於て日滿鐵鋼增產計劃と步調を合せて猶ほ現地建設資材の自給自足確立の爲め、採鑛精煉一貫の方針の下に左の如き增產計劃を樹立し其の實行は北支開發會社の子會社たる華北鐵鑛會社に委ねる方針なりと傳へられる。

一、日滿鐵鑛增產計劃と併行して昭和十六年までを第一期とす。

二、採鑛は龍烟鐵鑛を主とし第一期末には年產貳百萬噸とする。

三、右の內約七十萬噸は原鑛のまゝ日本內地へ轉出する。

四、殘りの約百三十萬噸の原鑛は現地精煉とする、此の爲め天津または唐山に年產約五十萬噸の製鐵所を新設する。

五、既設の石景山製鐵所、西北實業煉工廠、保晋製鐵廠及び前項の新製鐵所の生產能力合計は銑鐵年產約六十五萬噸となり、其の內約三十七萬噸は日本內地に輸出、約二十八萬噸は現地消費に充當する。

北支の金鑛開發に就ては住友、興中公司の共同事業として並に鹽水港製糖系の宏益採金公司の經營などに於て冀東地區內、遵化縣馬圍峪、老虎山、三道溝、興隆縣、密雲縣、昌平縣等の金鑛を採堀するに精煉工場を設立して本格的に採金及精煉事業に取り掛る事になつて居る。

其他事變後の鑛產資源開發の計劃は唐山及山海關附近（長城、柳江南炭田）のアルミナ礬土、舊冀東地區內のタングステン、マンガン モリブデン、洙源縣及綏遠附近の石棉等に付き精密なる根本的調査をなしたる上具體的開發に着手する事になつて居るのである。

第六章　支那事變の北支農業に與へたる影響と其動向

支那事變の北支農業に與へた影響は直に農村購買力の減退となつて現はれた。即ち事變による戰火の爲め交戰地區內に於ては農民は四散し牛馬は散逸し、支那軍の爲に家屋は燒却さるゝの悲況に陷つた、且つ北支に於ける二十年來の大洪水と云はれる水災の被害を受け、また降雨過多に因る凶作の影響を受けたのであるから如何に北支農民が其の困却狀態にあるかは想像以上のものが存するであらう。それでも戰禍水災の被害を免かれた地帶の收穫物を上市しやう換金しやうとしても如何せん、交通機關の不圓滑、敗殘兵及土匪の橫行、都市中心の金融の梗塞があり、遂に何等かの救濟策が講ぜられざる限りは北支農村は再び起つ能はざる迄に至つたものと云つても過言ではあるまい。其他の點に於ても農民と、商人との間に立つ中間仲買商等の逃亡と戰敗支那軍の匪化とが農民滅亡に瀕する大きな原因を造成してゐると看て差支へない。

北支棉花の天津出廻り狀況に就いて見れば昨秋九月から本年四月末迄に細絨棉約八十二萬俵（半俵百五十斤）であつて昨年同期間に比較して餘り遜色がない、これは昨年中及本年一、二月頃に出廻惡かつたが三、四月に急激に出廻增大したのと、昨年濟南に出廻はつたものが（青島及上海向け移出の爲め）本年は全部天津に轉じて來た爲めである。

特に棉花は日本向輸出を極力奬勵した結果右の如き出廻を見たわけで其他穀類、製油原料、獸毛、獸皮、毛皮等の出廻は例年に比較し品物に依り多少違ふが五割乃至三割の出廻減少である。

このに大損害を蒙つた北支農村は何時になれば再起するであらうか、北支人口の八割以上を占むる農民の購買力恢復の遲速は北支經濟に於て最大關心を要すべきところではある。綜合九ケ年計劃、に含まる、農村開發計劃に依ると、第一期計劃としては農村購買力の恢復を主とし、その方法としては被害農耕地の復舊、種子の配給（此は臨時政府乃至日本軍の手により實行中）鑿井、農產物改良指導及び農村合作社の再組織、農村生產金融の圓滑化、等が擧げられてゐる。ともあれ國を治めるの最良策は民をして其の生活に安んぜしむるにある。北支の農民に徹底的な復興策を實行することは焦眉の急であらう。

棉花改良增產、及び棉花品質檢查並に其の取引機構等を改善する爲には凡ゆる努力が拂はれつゝあり、北支農民購買力の恢復も亦棉花の買上を第一とすとの見地と日本の爲替管理に對する必要手段として天津に於ては昨年十二月天津棉花輸出協會の結成となり、また最近に於ては天津出廻棉花のプレッス梱包、倉庫提供等の爲め北支棉花公司の設立となつた。現地案として傳へられてゐるのは棉花開發四ケ年計劃で昭和十六年迄を第一期とするものである。即ち河北省、山東省、の棉花增產に於ては北支農民の食料自給を破らぬことを原則とし、第二段として農民の食料問題解決を行ひつゝ、棉花新作付地の開拓其他積極的增產計劃に移行しやうと云ふこと、而して第一期計劃では朝鮮栽培米棉種の配給機關及び產地買附機關の整備、棉作合作社の指導助成繰棉及び荷造工場の統制、棉作試驗場の設置及び指導員の養成等々が擧げられて居る。

何を云つても北支は農業を主とする地域であるから其の開發に當つても此點を充分に念頭に入れてかゝる必要がある。北支農村の甘受しつゝ、ある水災を如何にして避くべきかは各方面の識者が一日も早く解決してやる可き問題であつて、北支水利及治水事業が北支農民の福祉增進に最も重要なる根本的條件であることは冗說する迄も無いのである。

第七章　支那事變の北支交通、運輸機關に及ぼせる影響と其動向

第一節　北支鐵道に及ぼせる影響と其動向

北支の鐵道は支那事變によつて莫大な損害を受けた。極く大略的に見れば事變後完全に車輛、從業員を保有したのは僅かに北寧鐵道のみで、津浦、京漢の二鐵道の如きは天津、北京の二事務所の重要書類と共に從業員、車輛の大半を南方に逃避せしめ線路の損壞、鐵橋の破壞至らざるなく、昨年十一月下旬に至る迄は恢復開通しなかつたのであつた。

京綏鐵道は北京を經て南方に逃避した車輛もあつた樣だが、車輛從業員の大半は現地に殘存せるものが多かつた。それでも周知の通り八達嶺の隧道破壞を筆頭に相當な被害があつた。其他山西省に於ける正太、同蒲、山東省の膠濟の各鐵道も大被害を被つたのである。

此等の破損、不完備となれる北支の鐵道を急速に恢復することの緊急必要なるは戰區、災區の罹災民への救濟物資の供給、住民の復歸來往に備へる爲め、北支資源開發に必要なる輸送力增強の爲め吃緊なるものである。此故に北寧鐵道は昨年八月四日以來通常業務を復活せしめ、次で京漢、京綏、津浦、正太、同蒲、膠濟の各占領鐵道を滿鐵に委託して應急的運營に任ぜしめつゝある。

然し此は暫定的なものであつて根本的な北支鐵道の整備に對して今日傳へらるゝ處によれば、約四億圓の資本金を有する日支合辦全北支鐵道會社を設立し滿鐵の人員と技術によつて大成せしめんとするもの、樣で、其の成立を俟つて後一層本格的に現有鐵道の補修、整備をなし更に進んで大規模の新線敷設となるだらう。新線としては既に承德、古北口間の承古線の開通を見、古北口、通州間の通古線もまた既に完成して本年五月十五日より此の新線と北寧鐵路との聯絡運轉も實施せられた。更に通州秦皇島間の通秦線、滄石線、又は津石線、濟道線、高棗線、の四線の新舊計劃が具體化せんとしつゝある。

第二節　北支港灣、航路に及ぼせる影響と其の動向

北支の港灣設備の事變による影響損害は不幸にも青島の支那軍による港口閉鎖其他となつて現はれた。北支港灣六港に定期線及び不定期線を有する各船會社に直接間接に與へた影響も甚大であつた。天津に各支店をする大連汽船、日清汽船、大阪商船、近海郵船の四社に就いて其の影響を見ると、輸出入貨物扱高に大打撃を蒙り、特に南支に地盤を有する日清汽船會社の滿山丸以下六隻が支那軍の爲沈沒せしめられたのは大きな犧牲であつた。事變前後の各社の受けた影響を知る爲に其の貨物扱噸數を前年度と比較して見ると次の如くになる

一　天津港に於ける

日本側四社の貨物扱噸數增減表（噸）（大連、日清、大阪、近海、四社計）

輸出			
昭和十一年七月		二〇、七三六、九九	噸
〃	八月	二〇、八一二、七八	
〃	九月	二二、五七四、〇〇	
〃	十月	二六、九一〇、〇〇	
〃	十一月	四三、六七一、〇〇	
輸入			
昭和十二年七月		二四、〇六一、一九	
〃	八月	二四、四八七、六五	
〃	九月	三一、四二九、八〇	
〃	十月	三九、六四三、四〇	
〃	十一月	三三、六〇二、〇〇	
昭和十	年七月	二六、七六八、九四	噸
〃	八月	九、九六二、二〇	
〃	九月	一三、三二八、〇〇	
〃	十月	一四、四六三、四九	
〃	十一月	二二、五四六、〇〇	
昭和十二年七月		二八、四六九、三六	
〃	八月	四、七七九、九〇	
〃	九月	一三、七四八、三〇	
〃	十月	一五、八七七、六七	
〃	十一月	一四、六九二、三〇	

右統計に現はれた通り事變が未だ所謂不擴大方針下にあつた七月中は其の影響に見る可きものはなかつたが、八月に入つて急激なショ

ックを受けたことと、爾後十一月迄には徐々に回復して來たが未だ前年度に比して半減を出でざる狀態であることが看取出來る。此が原因として擧げ得るのは

一、各社定期船の一部が徴收され（日清汽船は沈沒）代船を得ること能はざりしこと、及び常備艀の拂底によつて荷揚機關不圓滑となり長時間の停泊を餘儀なくされたこと。

二、陸上運搬並に取引の不圓滑による貨物引取停頓遲延の爲め輸入倉庫の收容力減退せること。

三、戰禍、出水により土產品の收穫減少せしこと。

四、陸上運輸機關の能率減退による出廻不振となりしこと。

五、日本內地の戰時体制經濟政策による爲替管理法の强化並に輸入統制法の實施され結果日本向輸出の減退したること。

六、通信機關の混亂の爲め內地又は上海の各船との連絡手配困難を伴ひ通信費の增大せしこと。

等であると思はれる。此方面の影響も漸次改善されて平時の狀態に恢復しつゝあるが、一方將來の北支經濟開發の動脈として鐵道と共に大使命を擔ふ船舶業者は夫々自己航路の擴張に努力中であり、既に增船された向もあり亦、一方では日本の對支航路貨客船航路の國策的統制も問題に上りつゝあり、面目を一新して對支貿易に邁進するものと見られてゐる。

前述の如く北支の港灣は秦皇島、天津、龍口、芝罘、威海衛、青島の六港であつて其の背後地と陸上輸送機關との連絡等から考慮すると今後の北支產業開發上問題となるのは秦皇島、天津、青島の三港である。連雲港（海州）は隴海線を通じ黃河中流地方の呑吐港として極めて經濟價値に富むも、黃河南岸に延びる隴海線を北支の經濟圓內に確保して後始めて北支港灣として取扱はる可きものである。

秦皇島は開灤鑛務局の經營によりて既に相當の港灣設備を有し且つ同港の背後地が塘沽、青島に比して著しく狹少である關係上から考へると恐らく非常なる發展を計劃する餘地は少ないであらう。

天津港は白河々口の塘沽より白河を遡ること約三十五哩の天津市に達する河港であり、白河の支流永定河より放流せらる、黃土の爲め常に河底を泥塞せられ其が爲めに大型汽船の入港困難なる現狀に在り、其の海口塘沽には未だ本格的な繫船岸壁、防波堤等築造なく遠洋

航海用大型船は概ね、太沽沖に投錨し艀製大型「ライター」を用ひて沖荷役を行ひ「ライター」に積取られて白河を遡航し塘沽乃至天津に搬入せられて居るのが現狀である。太沽「バー」を超へ塘沽又は天津埠頭に遡航する汽船は一般に二千噸内外の汽船とせらて居る。

海關港務部長より太沽「バー」通過並に天津埠頭遡航の基準水深なるものを時々告示して居り各船會社は入港せんとする船の吃水と基準水深に當日の潮潤度を加へたものと比較し入港可能なるものは海關の許可を得たる上滿潮時を利用して入港し、塘沽乃至天津まで遡航せしむるのである。此場合通常貨物に對する沖卸より天津迄の曳當り諸掛りは艀賃二弗二十仙、苦力賃五十四仙計二弗七十四仙本貨率は英人經營太沽ライター會社のもので他は之より若干低率なる故本率により採算せば礁實である。

天津港の條件は斯くの如く不利の點が多いが其の背後地は河北、山西、察哈爾、綏遠の北支の殆んど大部分に及び今後鐵道の整備、北支開發の進展と共に天津港の改善並に天津の外港たる大沽築港は眞に不可缺の急務であらう。昭和十年以來北支自治運動の勃興により北支の經濟開發が論議の的となるに及び、天津の築港は常に緊要の問題とされ、内務省、滿鐵、日本港灣協會、等各方面の專門家により研究立案せられつゝあつた。

最初より現想的築港をなすには相當の年月を必要とし急激なる資源開發にタイアップし得ない憾があるので、差當つては約八百萬圓の費算で現在の一ケ年四百萬噸前後の貨物吞吐數量を約倍額に達せしむる方策を採用し漸次大港灣設備の完成へ移行するべき案が採用されたと傳へられる。

青島港は山東省、乃至、河北省南部の輸移出入貨物の吞吐港として各種條件を完備する海港であることは贅言を要しないが、既設々備亦北支第一であつて現在同港の改善につき論議する向もある樣だが、之を改善して天津の背後地の物資までを吞吐せしむるは陸路運賃の關係より見て問題とならず、從つて天津築港が實現する限り青島港の改築は左程急速なるを要しないのではあるまいか。然し乍ら將來の北支六港は必ずしも一港主義に集中する樣なことを避け全部が一丸となつて活動することこそ必要なものであることを銘記すべきものと思はれる。參考迄に天津港を中心とする所謂北支航路船舶の狀況及天津港の「ライター」現勢表を附加した。

A、船　舶

三月末　における天津日本間並びに天津、大連間の各社の北支航路配船表は事變前と著しい相違をなし、何れも全能力をあげての活動を行つてゐるが、總船腹數約五十隻十四、五萬噸内外である、各社別に見れば

大連汽船　事變前は大連線に三隻、沿海線に一隻を配線してゐたが博多線を開設し、その他準定期不定期航路を設げたため現在では十隻の配船を行つてゐる

△大連線　北京丸（貨客）二四〇〇噸、天津丸（同）二、四〇〇噸、濟通丸（同）一、一〇〇噸、黄河丸（貨）二、〇〇〇噸、貨客船は三隻で月二十航海、貨物船は一隻で月五航海

△博多線　（月二航海）白河丸（貨）二、〇〇〇噸

△京濱阪神線　（準定期）古城丸（貨）二、五〇〇噸、新屯丸（同）二、五〇〇噸

△天津、青島、上海線　（月二航海）遼河丸（貨）一、五〇〇噸

△大連線　（不定期）煙臺丸（貨）五、〇〇〇噸、盛安丸（同）四、〇〇〇噸

大阪商船　事變前は京神、天津線に長城丸、長安丸、長江丸の三船、京濱特殊船の增加による船腹不足の結果京濱、天津線を一隻に減じ、是をカバーするため臨時船を三船使用してゐる

△京神、天津線　長城丸（貨客）二、五九四噸、長安丸、長江丸、（何れも同じ）

△京濱、天津線　朝熊丸（貨）二、〇〇〇噸、臨時船運天丸（貨）一、〇〇〇噸、神安丸（同）一、三〇〇噸、福利丸（同）一、五〇〇噸

航海數は七隻で月十四航海

近海郵船　事變前の配船を他に廻し且つ北嶺、南嶺の二船が入渠中で他社に比較して最も恢復が遅いが前記二船の復航も近いものと見られ常態に復すも一、二ケ月後とされてゐたが最近夫々就航した。

△京神天津線　筑前丸（貨客）二四〇〇噸

△京濱天津線　勝浦丸（貨）二、七〇〇噸、新潟丸（同）二、〇〇〇噸

國際運輸　國際運輸扱ひの會社は岡崎、川崎、東和、阿波、共同、島谷の五社であるが各社の配船内容左の如し

岡崎汽船　天津日本海線（月二航海）日本丸（貸）二、〇〇〇噸、日清丸（同）二、〇〇〇噸

川崎汽船　日本大連天津線扇慶丸（貸）四、〇〇〇噸、坤利丸（同）二、五〇〇噸、加利丸（同）二、五〇〇噸、昌壽丸（同）二、〇〇〇噸

東和汽船　日本天津線第一弓張丸（貸）二、〇〇〇噸、外二隻增配の豫定、大連天津線菊丸（貸）四〇〇噸、芙蓉丸、さつき丸、旅興號（何れも同じ）

阿波共同汽船　大連天津線、第二壽丸（貸）一、五〇〇噸、早降丸（貸）一、二〇〇噸

島谷汽船　照國丸（貸客）二、七〇〇噸

日清汽船　支那沿海船路に於ける唯一の日本會社で事變前は唐山、蘆山、葛山、華山の四隻を天津、廣東線に就航せしめてゐたがこの程政府の航路補助費として百八十九萬圓を得て左の三ラインに七隻年百航海を行ふことになつた

△天津上海線（年二四航海）唐山丸（貸）二、〇八五噸、蘆山丸（貸）二、五三一噸、外に傭船一隻

△大連上海線（年四五航海）臺中丸（貸）三、三一九噸、臺南丸（同）三、三一一噸、華山丸（同）二、〇八九噸

△天津香港線（年二四航路）傭船二隻（未定）

三井船舶部　三井船舶部は東洋汽船二隻と社船二隻を北支にて取扱つてゐるが東洋汽船の就航路は近く億洋丸の就航による三隻となる豫定、華項山丸（貸）三、九〇〇噸、笠置山丸（貸）三、八八四噸

東洋汽船　千洋丸（貸）四、三〇〇噸、萬洋丸（同じ）

大勢は以上の如くであるが朝鮮郵船でも目下朝鮮沿岸より天津へ一隻就航せしめて居り近く北支那汽船會社を創設せんと計劃中でまさに近海航路は中支に比較して擴大なセンターランドを持つ北支の天津港を中心とするものによつて一段と活況を呈してゐるといふべく從つて北支海運界の好況は船腹不足と相俟つて傭船料の昂騰運賃騰貴、荷役料の引上げを見せてゐる狀態で當局並に各船船會社としても過當の對策が必要とされこゝに船舶統制會社設立の氣運が益々高まりつゝある現狀である。

しかも　この船舶統制會社の必要性は單に日本對北支航路にとどまらず從來ジヤデンマジソン、パタフライ等の英國系船舶會社或は招商局船によつて壟斷されてゐた支那沿岸航路の邦船による擁保のためには是非必要なものでこの對支航路統制會社の出現こそ一段と北支經濟開發に拍車をかけるものと期待されるが、天津港はまさにこの要望なり經濟的氣運の裡にも事變後すべて活況を續け新しき日滿北支經濟ブロックの確立にその全力をあげておびたゞしい船と無數の輸出入貨物を吞吐してゐる現狀にあると云つて差支へない、最後に事變前後における支那沿岸航路船舶數をあげて邦船の對支海運界への活躍振りと共に北支を中心とする海運界の現狀を示した。

事變前後に於ける支那沿岸航路航海數

		事變前一年	事變後七ケ月
白　清	〔航海數	三九回	一回
	割合	八・三%	〇・八四%
大　汽	〔航海數	二一回	〃
	割合	四・三%	〃
太　古（バタフライ）	〔航海數	一五〇回	六七回
	割合	三一・〇%	五八・七%
怡　和（ヂヤデン）	〔航海數	一〇一回	四四回
	割合	二〇・九%	三八・六%
招商局	〔航海數	三三回	〃
	割合	六・八%	〃
三　北	〔航海數	一回	〃
	割合	〇・二%	〃
政　記	〔航海數	一三九回	三回
	割合	二六・七%	二・六%

B、ライター

塘沽運輸公司（興中公司系）			
鹽積專用小蒸氣	四隻	艀	十一隻
白河艀（大汽系）			
小蒸汽	五隻	艀	九隻
北島洋行（大阪商船專屬）			
小蒸汽	一隻	艀	一隻
（華商より傭船）			
小蒸汽	四隻	艀	一七隻
岩崎洋行			
小蒸汽	四隻	艀	六隻
玫記公司（華商）			
小蒸汽	二隻	艀	五隻
太沽ライター（英商）			
小蒸汽	十五隻	艀	三五隻
ダーフィールド（英商）			
小蒸汽	五隻	艀	一九隻
儀興公司（佛華合辦）			
小蒸汽	五隻	艀	八隻

第三節　北支の航空及通信

北支の航空事業の確立は日滿支の距離を時間的に短縮し交通上の圓滑を期する爲には絶對必要であるが、此の經濟的意義に基くよりも更に本格的な切實なる要求は北支制空權並に航空機、自動車の生產管理を目的とする國防的必要であらう。國民政府は曩に米、獨との合辦により北支に北平、濟南、青島、南京、上海、鄭州、漢口、西安等を連結する旅客機航路を開拓したに拘はらず日、滿、支間の空路を日支合辦にて設定するを肯せず交通、經濟上其他より不利を忍びつゝあつたが、昭和十一年冀察政務委員會との談合の結果日支合辦の惠通公司を生んだのであつた。

事變後は北支の空より國民政府の航空機は影を沒するに至り、新政權との間に北支全域に及ぶ航空路を日支合辦事業として開拓せんとして研究中にあるらしく、近く、南京―上海及び內蒙、太原方面への空路も開設さるゝ豫定にあると云ふ。

今次事變により北支の有線無線電信及び電話施設は著しい破壞を受け、且つ從業員も逃避するもの多く業務遂行乃至復活は殆んど不可能の狀態となつた。而も事變の進展に伴ふ治安の恢復、交通機關の復活によつて通信機關の整備は焦眉の急であつたので、滿洲電信電話會社をして天津市內の電話復舊を爲さしめ引續いて所要電話の整備をも行はしめ、現在京津を中心とする北支並に內蒙に於ては殆んど一應の整備を終るに至つた。

尤も殘存せる國民政府の通信、郵政機關は其後新政權に接收せられ、電報局、電話局共從前通りの營業を復活せしめられたが、其の能率低く利用上の不安亦無しとしないので、華北電政總局（滿洲電信電話會社が北支に設けたもの）と共に新政府の手で統制し一元的經營に移さるゝ可く、北支經濟開發會社の傘下に電信電話會社（此は日本電信電話系進出豫定）が設立される筈である。

第八章　北支經濟開發會社と日支經濟協議會の使命

北支の金融、貿易、商業、工業、農業、鑛業、交通運輸等々の確實なる進展と調整は日滿支ブロック經濟的立場より考へて實に重大緊急

なるものであつて、此等の運用にして一歩を誤らんか、其の不利益と害毒は百年の後迄殘留して圓滑なる成長は望まれないのである。北支經濟開發の健全なる促進、調整を目的とし圓滿なる東亞ブロック經濟の活用を計るべく生れたのが日華經濟協議會であり生れんとする北支開發會社である。

北支經濟開發の指導的役割を遂行すべき日華經濟協議會は中華民國臨時政府の行政、經濟、金融上必要なる一切の建設的基礎大綱を決定するものである。會長は行政委員長王克敏氏、副會長は軍最高顧問たる平生釟三郎氏で、正確なる日滿支經濟ブロックを主眼とする經濟開發への指導を期待するものであつて北支產業九ヶ年計劃とタイアップするものであることは勿論である。

北支開發會社は黃河以北の鐵道及び通信、山東は津浦線以北、河北省の平津地方を中心とした地域の電力事業、龍煙の鐵鑛、大同及び井陘の石炭、山東省淄川、博山の石炭、金嶺鎭芝罘南の金鑛、港灣は塘沽、青島、道路は平津を中心として北支一帶、北京、太原を經て山西へ通ずる道路、等を其の經營範圍となし、其の運用には自由企業との調整に留意し、外資をも入れるのであり農業は特に重要なる部門であるが此の會社の範圍外にある。

此の會社の行ふ北支に於ける各種事業の中鐵道、港灣、電信、電話、電氣、鐵鑛、石炭、製鹽其他、特に北支開發を促進するため綜合調整する必要ある事業は北支開發會社法に從つて統制企業とし此等の開發を主たる業務とする會社は原則として日支合辦、支那法人の形式をとり子會社となる筈である。そしてその運營に對しては北支開發の國際的見地より相當高度の統制を加へ北支重要產業の綜合的發展を期するが、統制の內容、範圍は單に生產部門のみに限らず、日滿兩國に於ける同種產業の調整、及び內外市場の需給關係とにらみ合はせ配給、販賣部門にも亘り必要に應じて內地側との間にも生產、配給、販賣の各部門につき協調せしむる意向らしい。

北支那開發株式會社の下に子會社となる可きものを假想して見ると華北交通會社、華北港灣會社、華北電信電話會社、華北電力會社、華北鐵鑛會社、華北採炭會社、華北鹽業會社等となる豫定と云はれてゐる。

此の外にも自動車、石炭液化、曹達工業、航空事業、採金事業等々小部門に亘つて小會社の設立さるゝ機になる方針と聞く。北支開發會社法は次の如くになつてゐる。

北支開發會社法

第一章 總則

第一條 北支那開發株式會社は北支那における經濟開發を促進しその統合調整を圖るを目的とする株式會社としその本店を東京に置く

第二條 北支那開發株式會社の資本は三億五千萬圓とす但し政府の認可を受け之を增加することを得

第三條 政府は一億七千五百萬圓を限り北支那開發株式會社に出資すべし

政府は金錢以外の財產を以て出資の目的となすことを得

政府所有の株式の株金拂込はその他の株式の株金拂込と之を異にすることを得

第四條 北支那開發株式會社は株金全額拂込前と雖もその資本を增加することを得

第五條 北支那開發株式會社の株式は記名式とす

第六條 北支那開發株式會社に非ざるものは北支那開發株式會社又はこれに類似の名稱を以てその商號と爲すことを得ず

第七條 北支那開發株式會社の定款の變更は資本の半額以上に當る株主出席しその議決權の過半數を以てこれを決す

第二章 役員

第八條 北支那開發株式會社に總裁一人、副總裁二人、理事五人以上及び監事二人以上を置く

第九條 總裁は北支那開發株式會社を代表しその業務を總理す

總裁事故あるときは副總裁の一人その職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

副總裁及び理事は總裁を輔佐し定款の定むる所に從ひ北支那開發株式會社の業務を分掌し又は之に參與す

監事は北支那開發株式會社の業務を監査す

第十條　總裁及副總裁は勅裁を經て政府之を命じその任期を五年とす
理事は株主總會において之を選任し政府の認可を受くるものとしその任期を四年とす監事は株主總會において之を選任しその任期を三年とす

第十一條　總裁、副總裁及び業務を分掌する理事は他の職務又は商業に從事することを得ず、但し政府の認可を受けたるときはこの限にあらず

第十二條　北支那開發株式會社に顧問若干人を置くことを得
顧問は總裁の諮問に應じて意見を開陳す顧問は北支那開發株式會社政府の認可を受け之を委囑す

第三章　業務

第十三條　北支那開發株式會社は左の事業の主要なるものに對し投資又は融資を爲しその經營を統合調整するものとす
一、交通運輸及港灣に關する事業
二、通信に關する事業
三、發送電に關する事業
四、鑛産に關する事業
五、鹽の製造、販賣及利用に關する事業
六、前各號の外北支那に於る經濟開發を促進するため特に統合調整を必要とする事業

第四章　北支開發債券

第十四條　北支那開發株式會社は拂込株金額の五倍を限り北支開發債券を發行することを得、北支那開發株式會社は北支開發債券借換のため一時前項の制限によらず北支開發債券を發行することを得、この場合においては發行後一月内にその發行額面金額に相當する舊北支開發債券を償還すべし、北支開發債券を發行する場合に於ては商法第二百九條に定むる決議によることを要せず

第十五條　北支開發債券を發行せんとする場合に於ては政府の認可を受くべし

第十六條　政府は北支開發債券の元本の償還及び利息の支拂に付保證することを得

第十七條　北支開發債券の所有者は北支那開發株式會社の財産に付他の債權者に先だちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

第五章　準備金

第十八條　北支那開發株式會社は每營業年度に準備金として資本の缺損を補ふため利益金額の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得しむるため利益金額の百分の二以上を積立つべし

第六章　政府の監督及助成

第十九條　政府は北支那開發株式會社の業務を監督す

第二十條　北支那開發株式會社借入金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第二十一條　定款の變更合併及び解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第二十二條　北支那開發株式會社は政府の認可を受くるに非ざれば利益金の處分を爲す事を得ず

第二十三條　北支那開發株式會社は每營業年度の投資及融資の計劃を定め事業開始一月前迄に之を政府に提出し認可を受くべし之に重大なる變更を加へんとするとき亦同じ

第二十四條　政府は北支那開發株式會社の業務に關し監督上、國防上又は北支那に於ける經濟開發を促進しその統合調整を圖る爲必要なる命令を爲すことを得前項の規定に依り國防上必要なる命令をなしたるときは政府は勅令の定むる所に依り之に因り生じた損失を補償す前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を經たる金額を超えざる範圍

內に於て之を爲すことを要す

第二十五條　政府は北支那開發株式會社監理官を置き北支那開發株式會社の業務を監視せしむ

北支那開發株式會社監理官は何時にても北支那開發株式會社の金庫帳簿及び諸般の文書物件を檢査することを得

北支那開發株式會社監理官は必要と認むるときは何時にても北支那開發株式會社に命じて業務に關する諸般の計算及び狀況を報告せしむることを得

第二十六條　政府は北支那開發株式會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若くは定款に違反し又は公益を害すと認むるときはその決議を取消し又は役員を解任する事を得

北支那開發株式會社監理官は株主總會その他諸般の會議に出席して意見を陳述することを得

第二十七條　北支那開發株式會社は每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せず

第二十八條　北支那開發株式會社の每營業年度における投資及び融資に因る收入の投資及び融資の總額に對する割合（以下收入割合と稱す）が年百分の六に達せざるときは政府は初營業年度及び爾後五年間左の各號の金額の合計額を限度とし配當し得べき利益金額が政府以外の所有の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に達する迄その不足額に相當する金額を補給す

一、投資及融資の總額中政府以外の者の所有する株式の拂込金額によりたる部分に百分の七より收入割合を減じたる差を乘じて得べき金額

二、投資及融資の總額中社債收入金（社債前借金を含む以下同じ）によりたる部分に百分の五より收入割合を減じたる差を乘じて得べき金額

每營業年度における配當し得べき利益金が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超過するときはその超過額は先づこれを前項の補給金の償還に充つべし

第一項の投資及融資に因る收入投資及融資の總額、並にその中政府以外の者の所有する株式の拂込金に依りたる部分及社債收入金に依りたる部分の計算方法は命令を以て之を定む

第二十九條　北支那開發株式會社の每營業年度における配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超過する場合において政府以外の者の所有する株式に對し年百分の六の割合を超え利益配當をなさんとするときはその超過する利益金額は利益配當が總株式につき拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込金額及政府の所有する株式の拂込金額に對し一と五との割合を以て之を配當すべし

第三十條　北支那開發株式會社には命令の定むる所により開業の年及其の翌年より十年間所得稅及營業收益稅を免除す

第三十一條　北海道、府縣、市町村其の他之に準ずべきものは前條の期間北支那開發株式會社の事業に對し地方稅を課することを得ず

第三十二條　北支那開發株式會社が設立、資本の增加、合併又は第二回以後の株金拂込の登記を受くる場合に於ては其の登錄稅の額は拂込株金額、增資拂込株金額又は每回拂込株金額の千分の一とす

第七章　罰則

第三十三條　北支那開發株式會社が本法若くは本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは總裁又は總裁の職務を行ひ若くは代理する副總裁を百圓以上二千圓以下の過料に處す副總裁又は理事の分業業務に係るときは副總裁又は理事を過料に處するも亦同じ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料にこれを準用す

附　則

第三十四條　本法は公布の日より之を施行す

第三十五條　政府は設立委員を命じ北支那開發株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ

第三十六條　設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

政府前項の規定による認可を爲さんとするときは政府の出資の目的たる金錢以外の財產の價格及之に對して與ふる株式の數に付き政府出資財產評價委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十七條　前條の認可ありたるときは設立委員は株式總數より政府の引受くべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

第三十八條　株式申込證には定款認可の年月日並に商法第百二十六條第二項第二號、第四號及第五號に規定する事項を記載すべし

第三十九條　設立委員は株主の募集終りたるときは株式申込證を政府に提出し其の檢査を受くべし

第四十條　設立委員は前條の檢査を受けたる後遲滯なく各株に付第一回の拂込を爲さしむべし前項の拂込ありたるときは設立委員は遲滯なく創立總會を招集すべし

第四十一條　創立總會に於ては第十條の規定に準じ理事及び監事の選任を行ふべし

第四十二條　創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を北支那開發株式會社總裁に引渡すべし

第四十三條　政府は北支那開發株式會社に對する出資の目的に充つるため帝國鐵道特別會計より其の所屬物件を無償にて一般會計に保管換を爲すことを得

第四十四條　登錄稅法第六條第一項第十一號中「東洋拓殖債券」の下に「北支開發債券」を加ふ

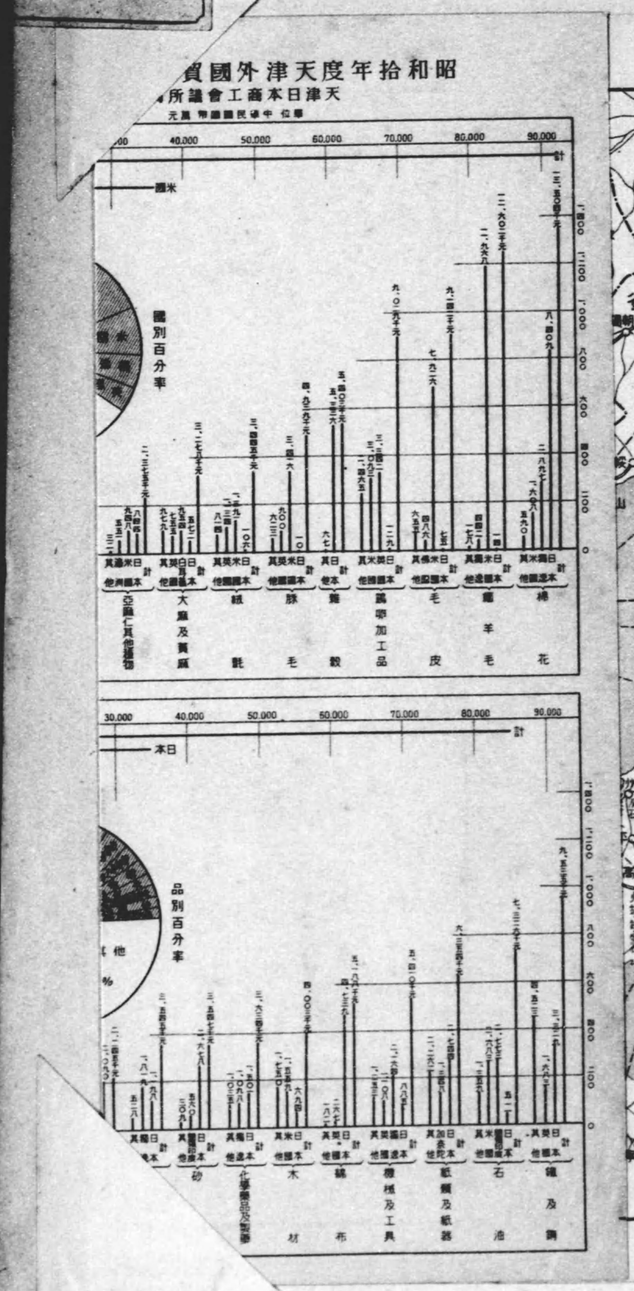

北支物産要圖

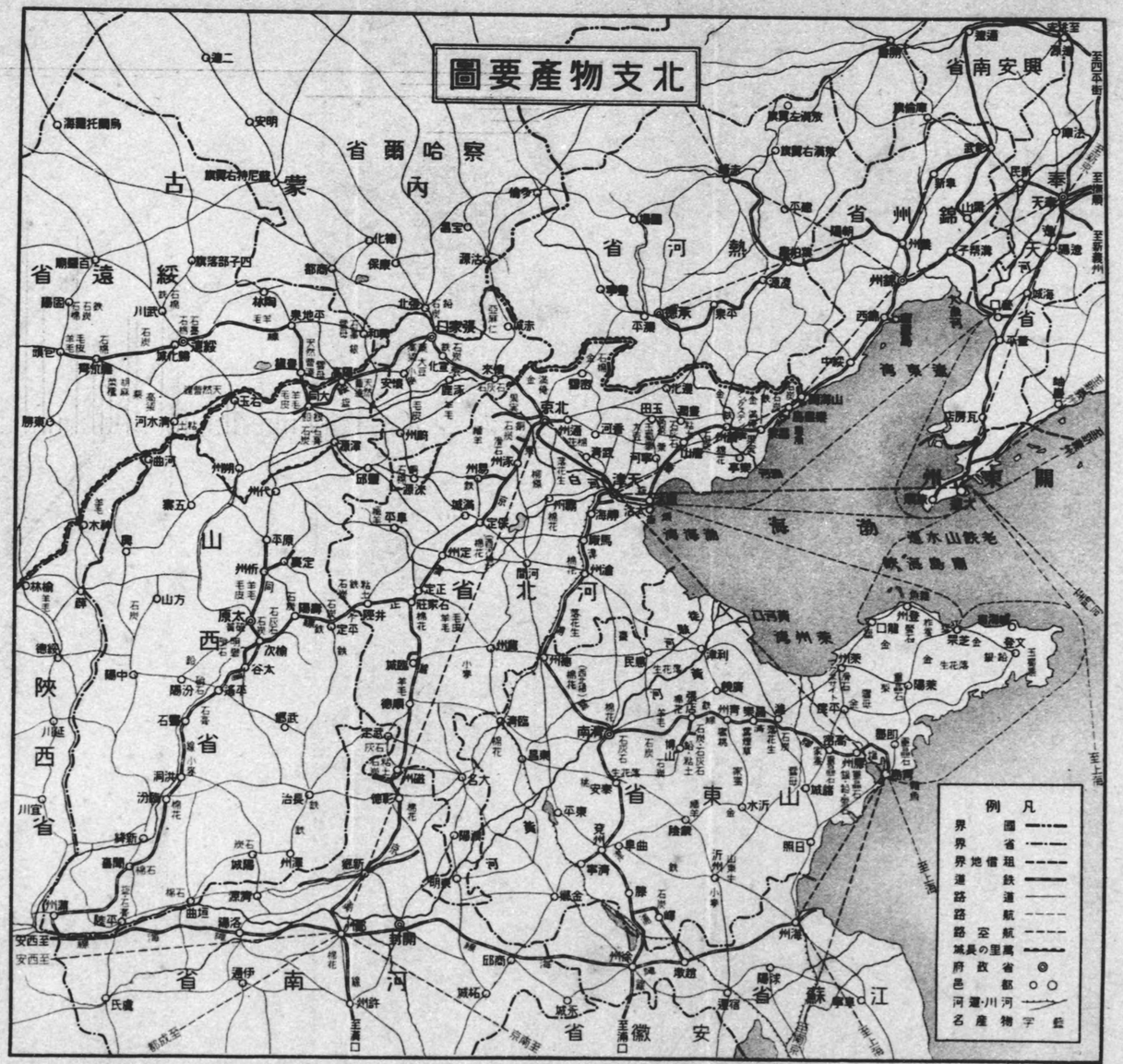
察哈爾省
蒙古
綏遠省
山西省
陝西省
河北省
熱河省
山東省
安徽省
江蘇省
河南省
興安南省
錦州省
天津
青島
北京
張家口
大同
太原
石家莊
濟南
徐州
開封
鄭州
洛陽
西安
包頭
歸綏
綏遠
厚和
百靈廟
烏蘭察布盟
錫林郭勒盟
伊克昭盟
阿拉善旗
額濟納旗
海拉爾
滿洲里
承德
熱河
赤峰
錦州
錦西
山海關
秦皇島
唐山
天津
塘沽
北平
保定
石家莊
正定
邯鄲
新鄉
鄭州
開封
徐州
濟寧
泰安
青島
煙台
威海衛
膠州灣
膠濟鐵路
津浦鐵路
隴海鐵路
京漢鐵路
正太鐵路
同蒲鐵路
平綏鐵路
北寧鐵路
京奉鐵路
正太鐵路
石德鐵路
膠濟鐵路
津浦鐵路
隴海鐵路
京漢鐵路
同蒲鐵路
平綏鐵路
北寧鐵路
京奉鐵路
例凡
國界
省界
地租界
鐵道
道路
航路
空路
城壁
府
縣
省
縣
河川
名物
至上海
至南京
至漢口
至西安
至蘭州
至新疆
至綏遠
至張家口
至北京
至天津
至承德
至錦州
至瀋陽
至長春
至哈爾濱
至滿洲里
至海拉爾
至包頭
至太原
至石家莊
至鄭州
至徐州
至濟南
至青島
至煙台
至威海衛
至膠州灣
至上海

表覽一計統易貿國外津天度年拾和昭

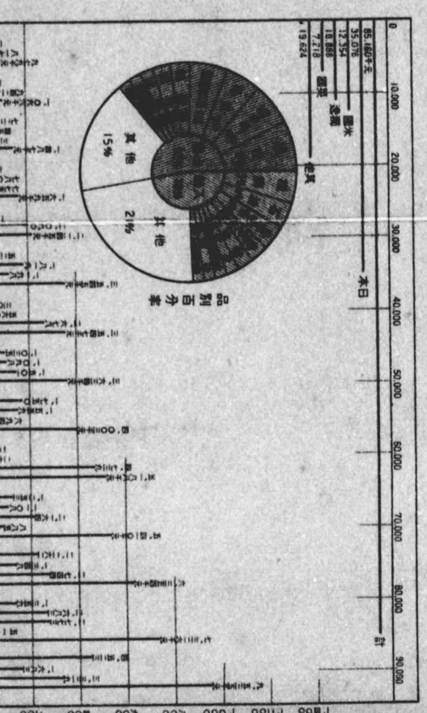

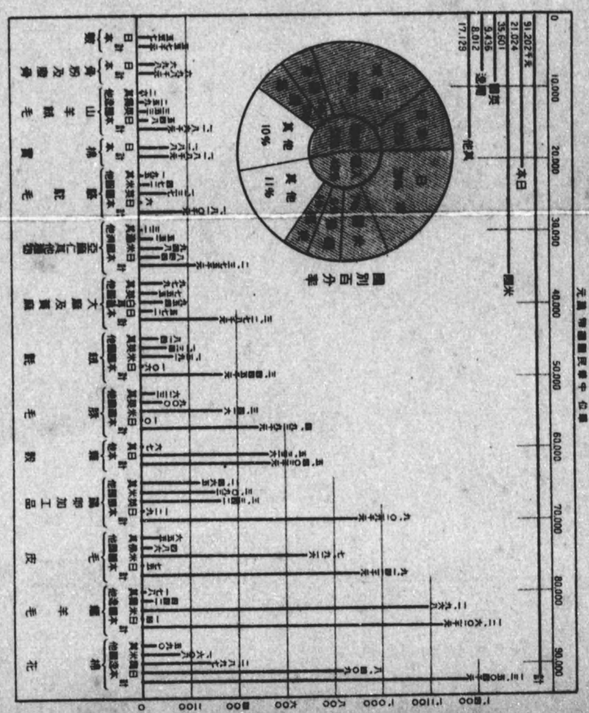

天津の外國貿易

一、天津の外國貿易總額

年次	外國輸入	日本輸入	上海輸入	其他輸入	輸入合計	外國向輸出	日本向輸出	上海向輸出	其他向輸出	輸出合計
明治十九年	八五六〇				八五六〇	一九二七〇				一九二七〇
明治二十九年	一九二三〇				一九二三〇	二八九〇				二八九〇
明治三十九年	二九八〇				二九八〇	三四五〇				三四五〇
大正八年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正九年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正十年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇

二、天津の外國貿易向國別

（單位千兩）

年次	外國輸入	日本輸入	上海輸入	其他輸入	輸入合計	外國向輸出	日本向輸出	上海向輸出	其他向輸出	輸出合計
明治十九年	八五六〇				八五六〇	一九二七〇				一九二七〇
明治二十九年	一九二三〇				一九二三〇	二八九〇				二八九〇
明治三十九年	二九八〇				二九八〇	三四五〇				三四五〇
大正八年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正九年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正十年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇

三、天津の外國貿易比較

（單位千兩）

年次	外國輸入	日本輸入	上海輸入	其他輸入	輸入合計	外國向輸出	日本向輸出	上海向輸出	其他向輸出	輸出合計
明治十九年	八五六〇				八五六〇	一九二七〇				一九二七〇
明治二十九年	一九二三〇				一九二三〇	二八九〇				二八九〇
明治三十九年	二九八〇				二九八〇	三四五〇				三四五〇
大正八年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正九年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇
大正十年	三四五〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	三九二〇	一九二〇	一四五〇	一九二〇	一四五〇	三九二〇